

都 労 委 年 報

平成30年

東京都労働委員会事務局

この年報は、平成30年1月から12月までの当委員会の活動状況等を収録したものです。

平成31年4月

東京都労働委員会事務局

目 次

はじめに	1
取扱件数一覧表	4
第1部 概況	
第1章 労働争議の調整	11
第1節 労働争議の調整の概況	11
1 取扱概況	11
2 新規係属状況	12
3 終結状況	13
第2節 争議実情調査	15
第2章 不当労働行為の審査	17
第1節 不当労働行為の審査の概況	17
1 取扱概況	17
2 新規係属状況	18
3 審査状況	20
4 終結状況	27
5 不服申立ての状況	28
第2節 命令・決定事件	30
1 命令・決定事件一覧	30
2 命令・決定事件の分類	31
3 命令・決定事件の概要	38
第3節 再審査事件の概況	56
1 再審査事件の係属状況	56

2	再審査事件の終結状況	56
第4節	行政訴訟事件の概況	63
1	行政訴訟事件の係属状況	63
2	緊急命令申立事件	63
3	確定命令不履行通知	63
第3章	労働組合の資格審査等	65
第1節	労働組合の資格審査の概況	65
1	取扱概況	65
2	新規係属状況	65
3	終結状況	66
第2節	労働関係調整法第37条違反被疑事件	66
第3節	認定告示	66
第4章	組織・運営	68
第1節	組織	68
1	委員会	68
2	事務局	68
第2節	運営	69
1	内部会議	69
2	連絡協議会及び連絡会議	70
第2部 資料		
<統計表>		
1	労働争議の調整	
第1表	調整事件取扱件数	78

第2表	都道府県労委対比新規件数	78
第3表	1件当たり対象労働組合員数	79
第4表	調整開始事由別件数	80
第5表	加盟上部団体有無別件数	80
第6表	加盟上部団体系統別件数	81
第7表	組合・企業の所在地別件数	82
第8表	別組合有無別件数	82
第9表	従業員規模別件数	83
第10表	組合員規模別件数	83
第11表	産業別件数	84
第12-1表	製造業内訳	86
第12-2表	サービス業内訳	87
第13表	調整事項別内訳	88
第14表	団交促進の内訳	89
第15表	あっせん員構成別件数	90
第16表	終結区分別平均所要日数	90
第17表	解決事件・案提示有無別件数	91
第18表	取下理由別件数	91
第19表	打切理由別件数	92
第20表	実情調査取扱件数	93
第21表	実情調査・業種別開始件数	93

2 不当労働行為の審査

第22表	不当労働行為事件取扱件数	94
第23表	都道府県労委対比新規件数	96
第24表	申立人別件数	96
第25表	企業の所在地別件数	97
第26表	従業員規模別件数	97
第27表	別組合有無別件数	98
第28表	加盟上部団体有無別件数	98
第29表	加盟上部団体系統別件数	99

第30表	労働組合法第7条該当号別件数	100
第31表	産業別件数	102
第32-1表	製造業内訳	104
第32-2表	サービス業内訳	105
第33表	審査等実施回数	106
第34表	終結事件・審査状況	106
第35表	終結事件・調査、審問回数別件数	107
第36表	終結事件・証人数別件数	108
第37-1表	終結区分別平均所要日数	109
第37-2表	終結区分別平均所要日数（民間のみ）	109
第37-3表	終結区分別平均所要日数 （長期係属事件を除く）	110
第38表	審査の実効確保の措置申立・勧告等件数	111

3 労働組合の資格審査

第39表	資格審査取扱件数	112
第40表	都道府県労委対比新規件数	112
第41表	係属事由別新規件数	113
第42表	係属事由別終結件数	114
第43表	係属事由別平均所要日数	114

4 相談

第44表	相談件数	115
------	------	-----

<名簿>

第43期東京都労働委員会委員名簿	118
退任委員名簿（平成30年）	121
東京都労働委員会あっせん員候補者名簿	122

はじめに

1 労働をめぐる情勢

平成30年の日本経済は、7月豪雨や北海道胆振東部地震などの数々の自然災害を乗り越え、①雇用所得環境の改善、②企業収益の改善と旺盛な設備投資需要、③世界経済の同時回復を背景に緩やかな回復が続いており、景気回復期間が戦後最長期間に並んだ可能性がある。しかしながら、中国の景気動向や欧州の政治情勢の行方など海外経済に関する不確実性が高まっており、先行きが不透明な状況となっている。

一方、雇用情勢についてみると、労働需給は着実な引き締まりを続けており、30年の全国の年平均完全失業率は2.4%で、前年に比べ0.4ポイント低下し、8年連続で減少した。また、全国の年平均完全失業者数は前年比24万人減の166万人であった。完全失業者のうち、「非自発的な離職による者」は40万人で、前年より10万人の減少となった。このうち、「勤め先や事業の都合」により離職した者は22万人で、前年に比べて8万人減少している。

また、30年の全国の年平均就業者数は6,664万人で、前年より134万人増加した。このうち、雇用者(役員を除く)5,605万人を雇用形態別にみると、正規従業員は前年から53万人増加して3,485万人、パート・アルバイト、派遣社員等の非正規従業員は84万人増加して2,120万人となった。雇用者(役員を除く)に占める非正規従業員の割合は年平均で37.8%となり、前年から0.6ポイント増加した。

東京都においては、30年の平均就業者数は792万2千人で、前年に比べ24万人増加した。これを主な産業別にみると、「宿泊業・飲食サービス業」で5万2千人、「サービス業(他に分類されないもの)」で4万4千人など9業種で増加した。他方、「金融業、保険業」で2万9千人、「製造業」で2万5千人など4業種で減少した。

また、東京都の30年の年平均完全失業者数は21万1千人で、前年から1万5千人減少した。完全失業率は2.6%で、前年より0.3ポイント低下し、8年連続で低下したが、なお全国の水準を上回っている。

2 労働組合の組織状況

東京都における労働組合数及び労働組合員数は、30年6月30日現在でそれぞれ7,093組合(前年比98組合減)、231万3,135人(同53,454人増)で、組合数は17年連続の減少、組合員数は4年連続の増加となった。

また、東京都における労働組合の推定組織率(雇用者数に占める組合員数の割合)は、24.7%で、前年に比べて、0.2ポイント増加した。なお、全国での推定組織率は17.0%で、東京都では全国より高い水準となっている。

東京都における産業別組合員数をみると、「製造業」が約33万4千人(都内組合員数の14.4%)と最も多く、以下、「卸売業、小売業」の32万7千人(同14.1%)、「金融業、保険業」の28万2千人(同12.2%)と続いており、前年とおおむね同様の傾向となっている。

なお、東京都におけるパートタイム労働者の組合員数は、前年から約4万2千人増加して約41万9千人(都内組合員数の18.1%)となった。

3 当委員会における取扱事件の動向

当委員会における30年の新規係属事件数は、労働争議調整事件が60件(前年比13件減)、不当労働行為審査事件が97件(同8件減)であった。

新規の調整事件の調整事項をみると、経営又は人事に係るもの(それらに係る団体交渉促進を含む。)が最も高い割合を占めている。

また、企業の枠を超えて主に中小企業の労働者を組織している、いわゆる合同労組からの申請・申立てによる事件は依然として多く、新規調整事件では80.0%、新規審査事件では68.0%を占めている。

出典

日本経済2018－2019(内閣府)

労働力調査(基本集計)平成30年(2018年)平均(速報)結果(総務省)

東京の労働力(労働力調査結果)平成30年平均結果の概要(東京都)

平成30年労働組合基礎調査の概況(厚生労働省)

平成30年労働組合基礎調査結果(東京都分)概要(東京都)

取扱件数一覽表

(1) 調整・実情調査

昭和21年～56年

年	区分	調 整				実 情 調 査			
		前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終 結 件 数
昭和 21		—	(2) 19	(2) 19	(2) 15				
22		4	(15) 70	(15) 74	(4) 55				
23	(11)	19	138	(11) 157	(11) 146				
24		11	(2) 124	(2) 135	(1) 124				
25	(1)	11	(6) 91	(7) 102	(6) 93				
26	(1)	9	(10) 94	(11) 103	(10) 97				
27	(1)	6	(4) 63	(5) 69	(4) 67	—	95	95	95
28	(1)	2	(3) 73	(4) 75	(4) 72	0	127	127	127
29		3	(1) 74	(1) 77	74	0	136	136	136
30	(1)	3	(1) 118	(2) 121	(2) 115	0	236	236	236
31		6	(2) 133	(2) 139	(2) 132	0	53	53	53
32		7	116	123	120	0	12	12	12
33		3	(2) 133	(2) 136	(2) 133	0	22	22	22
34		3	101	104	103	0	26	26	26
35		1	(2) 99	(2) 100	(2) 98	0	59	59	47
36		2	(2) 127	(2) 129	(2) 127	12	44	56	53
37		2	①(2) 104	①(2) 106	①(2) 99	3	45	48	46
38		7	(3) 97	(3) 104	(3) 100	2	43	45	43
39		4	(9) 82	(9) 86	(7) 77	2	78	80	40
40	(2)	9	(4) 98	(6) 107	(6) 102	40	35	75	71
41		5	(6) 122	(6) 127	(6) 122	4	44	48	32
42		5	(4) 110	(4) 115	(3) 102	16	37	53	46
43	(1)	13	(2) 120	(3) 133	(3) 124	7	72	79	57
44		9	(3) 151	(3) 160	(3) 136	22	121	143	56
45		24	(22) 145	(22) 169	(22) 151	87	71	158	148
46		18	(4) 163	(4) 181	(4) 172	10	131	141	95
47		9	(2) 208	(2) 217	(2) 202	46	184	230	167
48		15	①(9) 178	①(9) 193	①(9) 184	63	202	265	183
49		9	(11) 234	(11) 243	(11) 228	82	260	342	247
50		15	②(6) 168	②(6) 183	②(6) 163	95	266	361	177
51		20	(3) 172	(3) 192	(3) 160	184	216	400	134
52		32	(1) 175	(1) 207	170	266	305	571	451
53	(1)	37	(1) 135	(2) 172	(2) 140	120	279	399	275
54		32	(2) 117	(2) 149	(2) 110	124	227	351	263
55		39	(1) 145	(1) 184	(1) 149	88	293	381	88
56		35	③(1) 134	③(1) 169	③(1) 129	293	343	636	392

昭和57年～平成30年

区分 年	調 整				実 情 調 査			
	前年からの繰越 件数(a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年からの繰越 件数(a)	新規係属 件数 (b)	取 扱 件 数 (a)+(b)	終 結 件 数
昭和 57	40	(7) 163	(7) 203	(7) 156	244	313	557	294
58	47	142	189	143	263	306	569	332
59	46	(2) 121	(2) 167	(2) 119	237	288	525	417
60	48	(1) 109	(1) 157	(1) 130	108	270	378	243
61	27	(1) 96	(1) 123	(1) 94	135	196	331	252
62	29	(3) 101	(3) 130	(1) 72	79	246	325	316
63	(2) 58	(1) 85	(3) 143	(2) 107	9	220	229	227
平成 元	(1) 36	(1) 60	(2) 96	60	2	236	238	238
2	(2) 36	(1) 75	(3) 111	(2) 84	0	227	227	227
3	(1) 27	(2) 73	(3) 100	(1) 62	0	227	227	109
4	(2) 38	(2) 65	(4) 103	(3) 67	118	246	364	266
5	(1) 36	(1) 97	(2) 133	(1) 96	98	219	317	195
6	(1) 37	119	(1) 156	122	122	239	361	148
7	(1) 34	(1) 102	(2) 136	(2) 95	213	220	433	43
8	41	(2) 143	(2) 184	(2) 150	390	223	613	498
9	34	(1) 120	(1) 154	(1) 113	115	262	377	215
10	41	(1) 175	(1) 216	(1) 170	162	191	353	259
11	46	212	258	218	94	202	296	186
12	40	(2) 160	(2) 200	(1) 160	110	210	320	234
13	(1) 40	(1) 168	(2) 208	(1) 136	86	215	301	218
14	(1) 72	141	(1) 213	(1) 146	83	179	262	205
15	67	(1) 161	(1) 228	162	57	182	239	57
16	(1) 66	140	(1) 206	(1) 161	182	154	336	182
17	45	(1) 155	(1) 200	145	154	139	293	230
18	(1) 55	(3) 127	(4) 182	(2) 156	63	131	194	159
19	(2) 26	120	(2) 146	(2) 119	35	128	163	130
20	27	(1) 145	(1) 172	(1) 135	33	127	160	127
21	37	209	246	186	33	145	178	136
22	60	153	213	178	42	125	167	129
23	35	147	182	135	38	112	150	116
24	47	124	171	146	34	112	146	110
25	25	(1) 106	(1) 131	(1) 97	36	122	158	100
26	34	86	120	110	58	115	173	119
27	10	87	97	81	54	109	163	115
28	16	87	103	87	48	112	160	109
29	16	73	89	66	51	114	165	115
30	23	60	83	62	50	105	155	108
		⑦(185) 8,938	⑦(185) 8,917			11,029		10,982

(注) ()内数字は調停件数、○内数字は仲裁件数でいずれも内数。

(2) 不当労働行為・資格審査

昭和21年～56年

区分 年	不当労働行為				資格審査			
	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数
昭和 21	—	13	13	6				
22	7	48	55	47				
23	8	90	98	78	—	9	9	6
24	20	62	82	61	3	107	110	77
25	21	44	65	[2] 49	33	191	224	204
26	16	37	53	46	20	168	188	174
27	7	37	44	38	14	119	133	129
28	6	50	56	30	4	68	72	56
29	26	37	63	40	16	98	114	95
30	23	46	69	57	19	100	119	111
31	12	35	47	36	8	56	64	53
32	11	38	49	34	11	65	76	66
33	15	48	63	50	10	78	88	76
34	13	58	71	48	12	98	110	93
35	23	45	68	46	17	78	95	69
36	22	74	96	56	26	94	120	82
37	40	88	128	61	38	143	181	119
38	67	67	134	63	62	92	154	114
39	71	62	133	60	40	99	139	86
40	73	70	143	64	53	124	177	102
41	79	88	167	72	75	156	231	125
42	95	102	197	60	106	148	254	128
43	137	77	214	75	126	131	257	122
44	139	81	220	75	135	157	292	149
45	145	102	247	95	143	131	274	126
46	152	101	253	[1] 82	148	165	313	163
47	171	143	314	94	150	255	405	167
48	220	104	324	93	238	181	419	164
49	231	131	362	76	255	204	459	147
50	286	141	427	140	312	286	598	238
51	287	129	416	107	360	223	583	215
52	309	<1> 114	<1> 423	158	368	203	571	194
53	<1> 265	146	<1> 411	113	377	255	632	210
54	<1> 298	137	<1> 435	[1] 106	422	216	638	186
55	<1> 329	116	<1> 445	[2]<1> 109	452	189	641	191
56	336	153	489	[2] 110	450	245	695	189

昭和57年～平成30年

区分 年	不当労働行為				資格審査				
	前年からの繰越 件数(a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年からの繰越 件数(a)	新規係属 件数 (b)	取扱 件数 (a)+(b)	終 結 件 数	結 数
昭和	57	379	124	503	[1] 96	506	209	715	191
	58	407	119	526	118	524	213	737	248
	59	408	91	499	99	489	161	650	185
	60	400	116	516	118	465	200	665	178
	61	398	107	505	82	487	205	692	162
	62	423	108	531	98	530	233	763	178
	63	433	89	522	118	585	155	740	246
平成	元	404	76	480	89	494	111	605	173
	2	391	68	459	84	432	97	529	136
	3	375	74	449	[1] 63	393	152	545	139
	4	386	81	467	164	406	127	533	119
	5	303	67	370	[1] 84	414	112	526	181
	6	286	101	387	57	345	156	501	94
	7	330	87	417	55	407	157	564	115
	8	362	98	460	67	449	153	602	107
	9	393	77	470	145	495	137	632	164
	10	325	100	425	85	468	153	621	111
	11	340	114	454	71	510	195	705	154
	12	383	124	507	111	551	165	716	175
	13	396	96	492	105	541	162	703	206
	14	387	125	512	[1] 108	497	183	680	189
	15	404	115	519	96	491	186	677	172
	16	423	85	508	102	505	145	650	192
	17	406	102	508	138	458	138	596	273
	18	370	102	472	[1] 110	323	137	460	201
	19	362	100	462	193	259	154	413	208
	20	269	92	361	94	205	134	339	171
	21	267	119	386	85	168	178	346	136
	22	301	125	426	94	210	172	382	136
	23	332	115	447	[1] 120	246	183	429	180
	24	327	103	430	121	249	161	410	182
	25	309	118	427	112	228	157	385	166
	26	315	132	447	[1] 124	219	182	401	171
	27	323	117	440	139	230	155	385	194
	28	301	97	398	[1] 104	191	127	318	136
	29	294	105	399	[5] 90	182	145	327	129
	30	309	97	406	89	198	130	328	124
		<1> 6,680		[21]<1> 6,363		10,852		10,648	

(注) < >内数字は審査再開件数で内数、[]内数字は一部分離命令件数で外数。

第 1 部 概 況

第1章 労働争議の調整

第1節 労働争議の調整の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

平成30年中に取り扱った労働争議調整事件は83件で、このうち前年から繰り越された事件が23件、新規係属事件が60件であった(資料<統計表>第1表)。

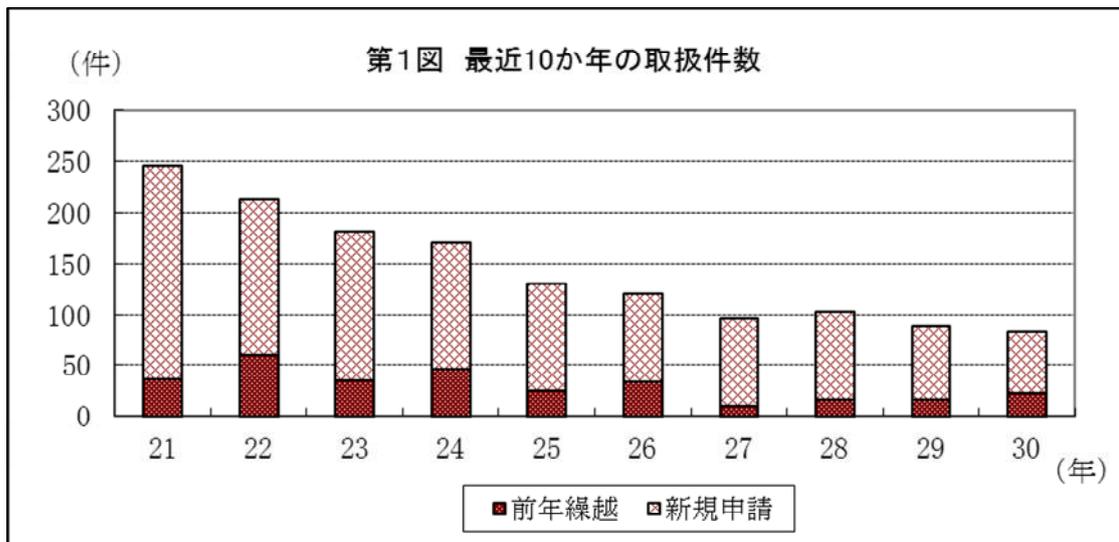
(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は6件、新規係属件数は13件減少した。

(3) 最近の取扱状況比較

最近10年の取扱件数をみると、21年及び22年は200件を超えたものの、その後は減少傾向にある(第1図)。

また、新規係属件数については、200件を超えた21年をピークに、以降は減少傾向にあり、30年は60件であった(第1図)。60件のうち合同労組関係事件は48件で、80.0%を占めている。



2 新規係属状況

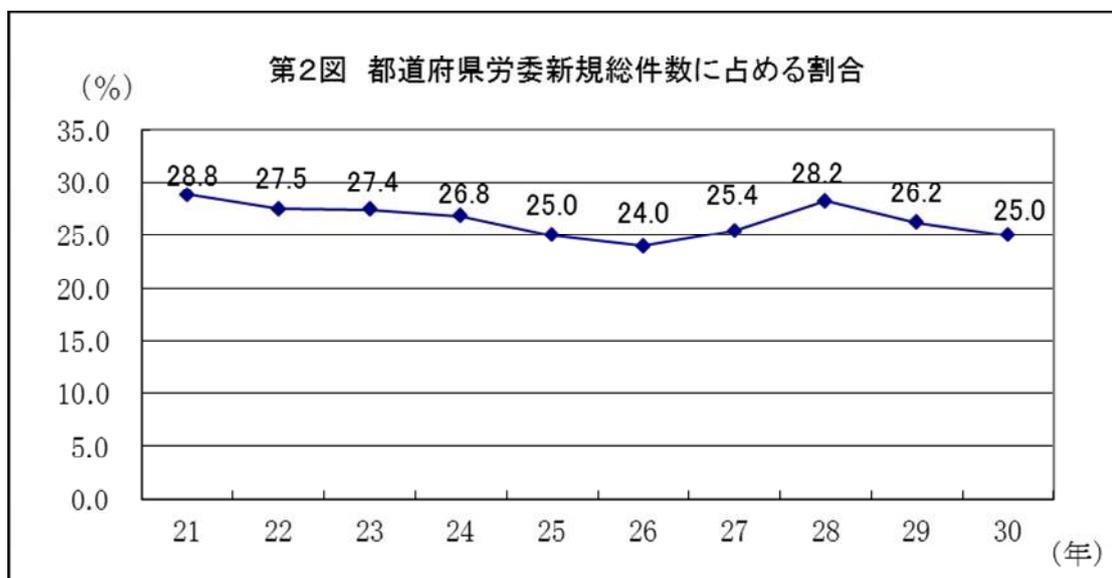
(1) 調整区分別の状況

平成30年の新規係属件数60件はすべてあっせん事件であり、調停事件、仲裁事件はなかった(資料<統計表>第1表)。

(2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

30年の全国都道府県労委の新規総件数は240件で、前年より39件減少している。

当委員会に係属した新規件数60件を全国比で見ると25.0%で、前年(26.2%)より減少した(第2図、資料<統計表>第2表)。



(3) 開始事由別係属状況

新規係属事件の開始事由をみると、「組合申請」が53件(構成比(以下同じ)88.3%)と多く、「使用者申請」は7件(11.7%)、「労使双方申請」はなかった(資料<統計表>第4表)。

(4) 加盟上部団体系統別係属状況

① 上部団体加盟の有無 新規係属事件のうち、事件当事者である組合が上部団体に加盟しているものは46件(76.7%)、加盟していないものは14件(23.3%)である(資料<統計表>第5表)。

② 加盟上部団体系統別 上部団体に加盟している組合を系統別

にみると、連合系11件(23.9%)、全労連系18件(39.1%)、全労協を含むその他17件(37.0%)であった(資料<統計表>第6表)。

(5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、299人以下の中小企業に係る争議調整の申請が30件(50.0%)で、このうち49人以下の企業に係るものは18件(30.0%)である(資料<統計表>第9表)。

(6) 産業別係属状況

産業別にみると、「教育・学習支援業」が10件(16.7%)で最も多く、以下「運輸・郵便業」と「医療・福祉」がともに9件(15.0%)と続いている(資料<統計表>第11表)。

(7) 調整事項別係属状況

調整事項をみると、「団交促進」が39件で最も多く、次いで「解雇」が24件、「その他賃金に関するもの」が12件となっている(資料<統計表>第13表)。「団交促進」を交渉事項別にみると、「解雇」が最も多く15件となっている(資料<統計表>第14表)。

(8) あっせん員の構成

あっせん員の構成別にみると、「事務局職員構成」が38件(63.3%)、「公・労・使委員三者構成」が22件(36.7%)となっており、「公益委員のみによるもの」はなかった。(資料<統計表>第15表)。

3 終結状況

(1) 終結件数・終結率

平成30年の取扱件数83件のうち、62件が終結した。終結率は74.7%で、前年より0.5ポイント増加した(資料<統計表>第1表)。

(2) 終結区分

終結区分別にみると、「解決」26件、「取下」8件、「打切」28件となっている(資料<統計表>第1表)。

(3) 解決率

解決率は48.1%で、前年より1.8ポイント増加した(資料<統計表>第1表)。

(4) 解決事件における解決案提示の有無

解決した26件について、調整員による解決案の提示の有無をみると、すべて「提示なし」となっている(資料<統計表>第17表)。

(5) 申請取下の理由

取下8件のうち、「自主交渉で解決、又はその見通しがつく」と「その他」がそれぞれ2件(25.0%)などとなっている(資料<統計表>第18表)。

(6) 調整打切の理由

打切28件については、「調整拒否」と「当事者主張固持・歩みより困難」がそれぞれ14件(50.0%)となっている(資料<統計表>第19表)。

(7) 所要日数

① 所要日数区分別の状況 終結事件の所要日数区分による分布は、第1表のとおりである。

② 終結区分別所要日数の最短・最長

ア 解決事件 最短は23日で、最長は278日であった。

イ 取下事件 最短は30日で、最長は504日であった。

ウ 打切事件 最短は3日で、最長は170日であった。

③ 平均所要日数 終結事件の平均所要日数は107.0日で、前年より12.1日長くなった(資料<統計表>第16表)。

第1表 終結事件所要日数区分分布

日数	終結 区分	総 数	解 決	取 下	打 切	不 調	裁 定
総数		62	26	8	28	-	-
9日以内		3	-	-	3	-	-
10日～19日		8	-	-	8	-	-
20日～29日		4	2	-	2	-	-
30日～59日		11	4	1	6	-	-
60日～89日		8	4	1	3	-	-
90日～179日		20	13	1	6	-	-
180日以上		8	3	5	-	-	-

第2節 争議実情調査

(1) 取扱件数

労働委員会規則第62条の2の規定に基づく争議実情調査について、平成30年の取扱件数は155件で、そのうち前年からの繰越件数は50件、新規調査開始事件は105件であった(資料<統計表>第20表)。

なお、新規調査開始件数は、職業安定法第20条に基づく通報の依頼によるもの2件を除いて、すべて労働関係調整法第37条に基づく争議予告通知により調査を開始したものである。

(2) 対前年比較

前年に比べ、取扱件数は10件減少し、新規調査開始件数は9件減少した(資料<統計表>第20表)。

(3) 業種別争議実情調査開始状況

新規調査開始事件105件を業種別にみると、「医療業」が79件、「廃棄物処理業」が21件、「運輸・通信業」が4件となっている(資料<統計

表＞第21表)。

(4) 終結状況

取扱件数155件のうち、108件が終結し、実情調査中に争議が解決したものは107件、打切が1件あった(資料＜統計表＞第20表)。

第2章 不当労働行為の審査

第1節 不当労働行為の審査の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

平成30年中に取り扱った不当労働行為事件は406件で、このうち前年からの繰越事件が309件、新規係属事件が97件であった（資料〈統計表〉第22表）。

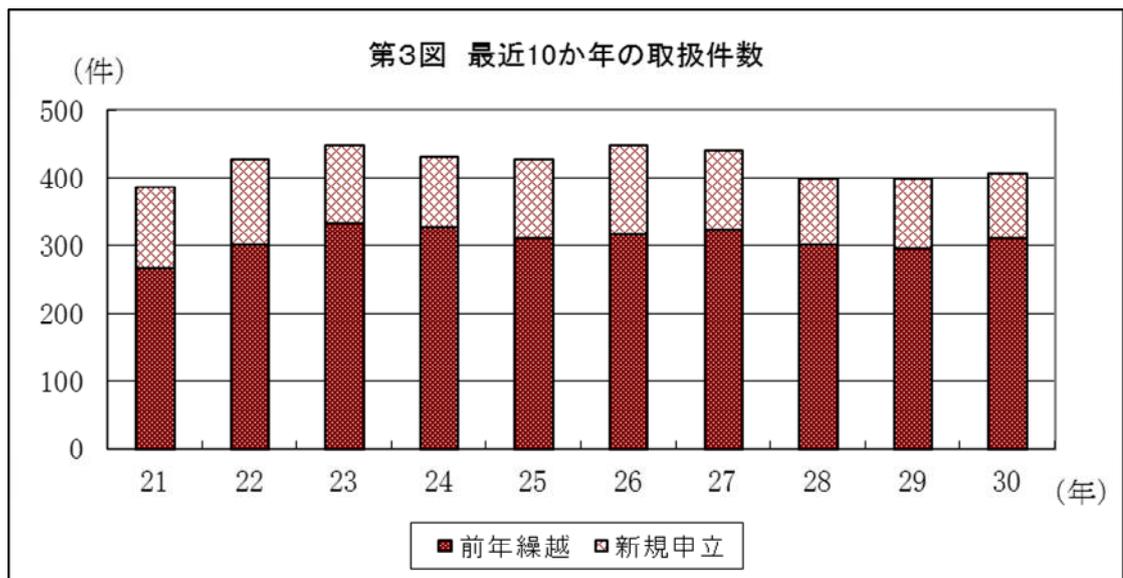
(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は7件増加し、新規係属件数は8件減少した。

(3) 最近の取扱状況比較

最近10年間をみると、取扱件数は400件程度、新規係属件数は100件程度で推移している（第3図）。

なお、30年の新規係属事件97件のうち、合同労組関連事件数は66件で、68.0%を占めている。

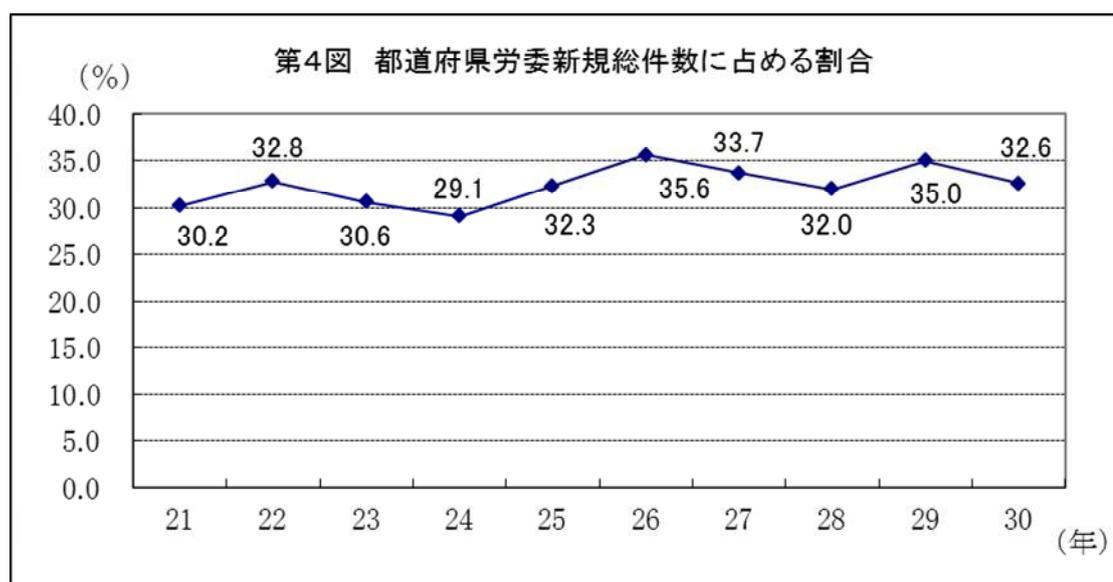


2 新規係属状況

(1) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

平成30年の全国都道府県労委の新規係属総件数は298件であった。

当委員会の新規係属件数97件を全国比で見ると、32.6%となっている（第4図、資料<統計表>第23表）。



(2) 申立人

① 申立人別係属状況

申立人別では、「当該組合からの申立」が75件（77.3%）で最も多く、次いで「組合・上部組合」が16件（16.5%）となっている（資料<統計表>第24表）。

② 加盟上部団体系統別係属状況

組合申立て92件の上部団体加盟の有無をみると、加盟しているものが71件（77.2%）、加盟していないものが21件（22.8%）となっている（資料<統計表>第28表）。

上部団体に加盟している組合を系統別にみると、連合系45件（63.4%）、全労連系17件（23.9%）、その他9件（12.7%）となっている。（資料<統計表>第29表）。

(3) 別組合の併存状況

組合申立て92件について、同一企業内に併存する組合の有無を

みると、「有」22件（23.9%）、「無（不明を含む）」70件（76.1%）となっている（資料＜統計表＞第27表）。

(4) 被申立人

新規係属事件について、雇用契約の直接の当事者でない者が救済申立ての相手方とされている等の事情が窺われる事件がある。

関連会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・ 1件
親会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・ 1件
業務の委託元を被申立人とする事件・・・・・・・・ 3件
派遣先会社を被申立人とする事件・・・・・・・・ 2件
技能実習生の管理団体を被申立人とする事件・・ 1件

(5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、「49人以下」が33件（34.0%）で最も多く、次いで、「1000人以上」が27件（27.8%）となっている。

従業員299人以下の中小企業に係る救済申立ては54件（55.7%）となっている（資料＜統計表＞第26表）。

(6) 産業別係属状況

産業別にみると、「運輸・郵便業」が17件（17.5%）と最多で、「情報通信業」が13件（13.4%）と続いている（資料＜統計表＞第31表）。

(7) 労働組合法第7条該当号別係属状況

申立内容を労働組合法第7条の該当号別でみると、使用者の行為が「2号に該当」が71件（73.2%）で最も多く、次いで「3号に該当」が66件（68.0%）、「1号に該当」が37件（38.1%）となっている（資料＜統計表＞第30表）。

(8) 調整における打切・取下後の不当労働行為救済申立て

新規係属事件97件のうち、当委員会の調整における打切・取下後に同一事案に係る不当労働行為救済申立てのなされた事件が7件あった。これらの事件の調整における調整内容は、団交促進、復職問題、雇止め問題などであった。

3 審査状況

(1) 審問等実施状況

30年の当委員会における審査等の実施状況をみると、「調査」685回、「審問」62回、「和解」6回、「その他（立会団交、事情聴取、打合せ等）」74回となっている。（資料＜統計表＞第33表）。

(2) 当事者の追加

30年に、申立書に当初記載されていた者の他に、当事者が追加された事件はなかった。

(3) 申立の承継

30年に、申立人の死亡等により申立てが承継された事件はなかった。

(4) 公益委員の除斥・忌避

30年に、公益委員の除斥・忌避の申立てがされた事件はなかった。

(5) 審査の実効確保の措置申立て

① 申立状況

30年には当事者から審査の実効確保の措置申立てが19件あり、すべて労働者側からのものであった。

② 措置

上記申立てについて、労働委員会規則第40条の定めによる勧告を行ったものはなく、文書による要望を行ったものが8件、口頭による要望を行ったものが1件あった（第2表、資料＜統計表＞第38表）。

第2表 審査の実効確保の措置申立て・措置一覧

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
1	29不98	30.2.2	労	① 組合らと協議を尽くすまで、30年3月末日の有期労働者の雇止めを行わないこと。 ② 早期に団体交渉を実施し、問題の抜本的な解決に努めること。
		—		30年12月26日、本案が終了した(関与和解)。
2	30不22	30.3.23	労	組合員1名に対する30年3月31日付雇止めを留保すること。
		30.5.9		三者委員は、双方に対し、要望書を交付した。
3	30不19	30.4.2	労	① 組合員に対する仕事上・賃金上の報復ないし脱退強要等を直ちにやめること。 ② 賃金控除依頼書の事務処理を停止すること。
		—		30年4月18日、本案が終了した(取下)。
4	29不87	30.5.1	労	① ストライキの実施を理由として、事務所への立入り等を禁止しないこと。 ② ストライキの実施を理由として、組合員らの業務量を減らさないこと。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
5	30不35	30.5.1	労	命令が出るまでの間、組合員1名の雇用を保障すること。
6	29不59	30.5.7	労	本件の審査係属中は、組合との協議を経ない就業規則及び給与規程の変更を行わないこと。
		30.5.25		三者委員は、双方に対し、要望書を交付した。
7	30不30	30.5.17	労	本件の審査係属中は、組合員1名に対する懲戒処分を行わないこと。
		30.6.5		三者委員は、双方に対し、要望書を交付した。
8	30不30	30.6.14	労	本件の審査係属中は、組合員らに対する固定残業代の控除を行わないこと。
		30.6.20		三者委員は、双方に対し、要望書を交付した。
9	30不22	30.6.22	労	組合員1名に対する研究室からの退去について留保すること。
		—		30年11月16日、本案が終了した(関与和解)。
10	30不31	30.6.28	労	本件の審査係属中は、組合員の賃金を下げないこと。
		30.8.8		三者委員は、双方に対し、要望書を交付した。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
11	30不49	30.7.5	労	本件の審査係属中は、組合との協議を経ない就業規則の変更を行わないこと。
		—		30年9月14日、審査委員は、三者委員協議のうえ、措置を行わない旨双方に口頭で伝えた。
12	30不50	30.7.6	労	30年4月26日付抗議行動を理由とした執行委員長に対する報復行為を行わないこと。
13	29不58	30.7.20	労	① 30年7月13日付「注意指導書」を撤回すること。 ② 懲戒処分を発令しないこと。 ③ 就業規則を管理職への申請を経ずに常時閲覧できるようにすること。 ④ 組合員1名に対する一方的な決めつけや恫喝を行わないこと。
		30.8.30		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
14	29不83	30.8.6	労	組合員1名に対する、30年7月24日付配転命令を撤回すること。
		30.8.28		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
15	30不17	30.10.1	労	組合員3名に対する、30年10月1日付勝山工場への異動命令を撤回すること。
		30.11.9		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
16	30不31	30.10.11	労	組合員1名に対する、30年10月15日付北海道支局帯広支所への異動命令を撤回すること。
		30.11.26		審査委員は、担当三者委員協議のうえ、当事者双方に対し口頭により要望を行った。
17	30不72	30.11.8	労	委員会が命令を出すまでの間、組合員1名に対し、毎月末日限り、通常支払われる賃金に、減額分を上乗せして支払うこと。
		—		30年12月3日、本案が終結した(関与和解)。
18	30不66	30.12.6	労	申立人らとの協議なく、保育園を廃園することを前提とした人員整理、事業譲渡の手続きを進めないこと。
19	30不93	30.12.17	労	組合員1名に対し、罰則点数の超過を理由とする、31年3月31日付の雇止めを行わず、同年4月1日以降も従前の業務に従事させること。

(6) 物件提出命令

30年に物件提出命令の申立てがされた事件はなかった。

(7) 証人等出頭命令

30年に証人等出頭命令の申立てがされた事件はなかった。

(8) 審査の期間の目標達成状況

① 審査の期間の目標

原則として1年6か月とする(20年1月1日から実施。なお、17年1月1日から19年12月31日までは目標期間を2年としていた。)

② 目標の達成状況

20年1月1日以降の新規申立事件1,220件のうち、30年12月末までに終結した事件は1,030件であり、このうち1年6か月以内で終結したものは729件であった。また、終結事件1,030件に係る平均処理日数は424.4日であった(第3・4表)。

第3表 新規申立・終結状況(20年1月1日以降)

	新規申立	終結状況				終結計	未終結	
		取下・和解			命令・決定		190	うち1年6か月経過 93
		取下	和解	計				
件数(件)	1,220	155	673	828	202	1,030	190	93
平均処理日数(日)	—	331.3	326.3	327.2	823.0	424.4	—	—

第4表 終結事件の処理日数別内訳

	取下・和解			命令・決定	終結計
	取下	和解	計		
6か月以内	61	250	311	0	311
6か月超～1年以内	37	206	243	6	249
1年超～1年6か月以内	34	104	138	31	169
1年6か月以内計	132	560	692	37	729
1年6か月超	23	113	136	165	301

《参考》 審査の期間の目標を2年としていた時期の新規申立事件の処理状況(17年1月1日から19年12月末までの新規申立て)

審査の期間の目標を2年としていた時期(17年1月1日(改正労働組合法施行日)から19年12月末まで)の新規申立事件の処理状況は、以下のとおりである。

この間の新規申立事件304件のうち、30年12月末までに終結した事件は271件であり、このうち2年以内で終結したものは207件であった。また、終結事件271件に係る平均処理日数は528.6日であった。

(参考-1表) 新規申立・終結状況

	新規申立	終結状況				終結計	未終結
		取下・和解			命令・決定		
		取下	和解	計			
件数(件)	304	29	183	212	59	271	33
平均処理日数(日)	—	359.0	468.0	453.1	800.0	528.6	—

(参考-2表) 終結事件の処理日数別内訳

	取下・和解			命令・決定	終結計
	取下	和解	計		
6か月以内	13	38	51	0	51
6か月超～1年以内	8	51	59	6	65
1年超～1年6か月以内	2	46	48	9	57
1年6か月越～2年以内	2	20	22	12	34
2年以内計	25	155	180	27	207
2年超	4	28	32	32	64

4 終結状況

(1) 終結件数・終結率

平成30年の取扱件数406件のうち、89件が終結した。終結件数は前年に比べて1件減少した（資料＜統計表＞第22表）。

(2) 終結区分

終結した89件について、終結区分をみると、命令・決定件数は12件となっており、その内訳は、「全部救済」3件、「一部救済」7件、「棄却」1件、「却下」1件である。また、命令・決定以外では、「関与和解」57件、「無関与和解」10件、「取下」10件となっている（資料＜統計表＞第22表）。

(3) 所要日数

① 所要日数区分別の状況

終結区分別にみた所要日数の分布状況は、第5表に示すとおりである。

第5表 終結事件所要日数区分分布

終結区分 日数	総数	全部救済	一部救済	棄却	却下	関与和解	無関与和解	取下
総数	89	3	7	1	1	57	10	10
49日以内	5	-	-	-	-	1	3	1
50～99日	13	-	-	-	-	8	3	2
100～299日	27	-	1	-	-	22	1	3
300～499日	16	1	-	-	-	10	1	4
500～699日	12	1	-	1	-	9	1	-
700～999日	8	-	4	-	-	3	1	-
1000～1499日	7	1	2	-	1	3	-	-
1500日以上	1	-	-	-	-	1	-	-

② 所要日数の平均・最短・最長

終結までに要した日数の平均・最短・最長は第6表に示すとおりである。30年の終結事件に係る平均所要日数は、401.8日となっている。

第6表 終結事件所要日数平均・最短・最長

終結 区分	所要 日数	平均	最短	最長	件数
総数		401.8	20	1,867	89
全部救済		776.7	475	1,315	3
一部救済		815.9	260	1,064	7
棄却		554.0	554	554	1
却下		1,056.0	1,056	1,056	1
関与和解		378.3	41	1,867	57
無関与和解		218.4	20	713	10
取下		236.7	41	436	10

5 不服申立ての状況

平成30年中に当委員会が発した命令・決定書数は12本であった。なお、命令・決定による終結事件数は12件である。

これに対して、再審査あるいは行政訴訟が提起されたものは31年1月末現在8本となっており、命令・決定に対する不服申立率は66.7%であった（第7・8表）。

第7表 命令・決定の不服申立状況

区 分	本 数
命 令 ・ 決 定 書	12
不服申立数	8
再審査申立て	8
労働者側	0
使用者側	5
双方	3
行政訴訟提起	0
労働者側	0
使用者側	0
不服申立率	66.7

(注) 不服申立率 = (再審査申立て又は行政訴訟提起があった命令・決定書の本数) ÷ (命令・決定書総本数)

第2節 命令・決定事件

1 命令・決定事件一覧

平成30年中に当委員会が発した命令・決定書は第8表のとおりである。

第8表 命令・決定事件一覧

※不服等については、31年1月末現在で確認できた情報を掲載している。

順次	事件名	事件番号	申立年月日	終結年月日	該当号別終結区分	不服申立等の状況(申立人)
1	S事件	27不18	H27.3.2	H30.1.24	1・2・3 一部救済	再審査 (労・使)
2	H事件	28不16	H28.2.15	H30.1.25	1・2・3 一部救済	再審査 (使)
3	K事件	27不80	H27.8.24	H30.3.22	1・2・3 一部救済	再審査 (使)
4	J事件	28不8	H28.1.25	H30.3.22	1・2 一部救済	確定
5	S事件	29不54	H29.7.25	H30.4.10	2・3 一部救済	再審査 (使)
6	S事件 (代理店)	27不54	H27.6.24	H30.5.14	2 却下	確定
7	K事件 (K労組)	28不17	H28.2.19	H30.7.23	1・2・3 一部救済	再審査 (労・使)
8	H事件	29不17	H29.2.22	H30.8.29	3 棄却	未確定
9	B事件	27不93	H27.10.13	H30.9.10	1・2・3 一部救済	再審査 (労・使)
10	H事件	29不52	H29.7.19	H30.11.5	2 全部救済	未確定
11	N事件	27不38	H27.4.15	H30.11.19	1・3 全部救済	再審査 (使)
12	K事件	29不45	H29.6.19	H30.12.10	1・3 全部救済	再審査 (使)

2 命令・決定事件の分類

1 不当労働行為を構成する事実（申立内容）

(1) 不利益取扱い

① 解雇・雇止め等

〈懲戒解雇〉

・N事件(27不38、30.11.19終結、全部救済)

〈普通解雇〉

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

〈雇止め〉

・S事件(27不18、30.1.24終結、一部救済)

・K事件(K労組)(28不17、30.7.23終結、一部救済)

〈再雇用しなかったこと〉

・H事件(28不16、30.1.25終結、一部救済)

・K事件(K労組)(28不17、30.7.23終結、一部救済)

〈労働者供給に関する契約の不締結〉

・K事件(29不45、30.12.10終結、全部救済)

〈不採用〉

・J事件(28不8、30.3.22終結、一部救済)

② 賃金等

〈賞与を例年の半額で支給したこと〉

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

③ 業務割当

〈配車〉

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

〈草むしりの指示〉

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

〈授業割当〉

・B事件(27不93、30.9.10終結、一部救済)

④ その他

〈離職票の離職理由・交付時期〉

・H事件(28不16、30.1.25終結、一部救済)

〈車両の鍵の返却を求め、訴訟を提起したこと〉

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

〈ストライキの取扱い〉

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

〈欠勤の取扱い〉

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

〈早退の取扱い〉

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

(2) 団体交渉拒否

① 団体交渉拒否の理由

〈情宣活動〉

・S事件(29不54、30.4.10終結、一部救済)

〈労働者性〉

・S事件(代理店)(27不54、30.5.14終結、却下)

〈開催場所〉

・H事件(29不52、30.11.5終結、全部救済)

② 交渉方式・態様

〈使用者の交渉態度・説明内容〉

・S事件(27不18、30.1.24終結、一部救済)

・H事件(28不16、30.1.25終結、一部救済)

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

・J事件(28不8、30.3.22終結、一部救済)

・K事件(K労組)(28不17、30.7.23終結、一部救済)

・B事件(27不93、30.9.10終結、一部救済)

〈交渉担当者〉

・S事件(27不18、30.1.24終結、一部救済)

③ その他

〈個々の組合員に労働条件を提示すると回答したこと〉

・S事件(27不18、30.1.24終結、一部救済)

〈団体交渉開催の遅延〉

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

(3) 支配介入

① 反組合的言動

〈組合活動等に係る発言〉

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

・B事件(27不93、30.9.10終結、一部救済)

〈会議室の貸与拒否、組合事務所への上部団体役員の立入禁止〉

・S事件(27不18、30.1.24終結、一部救済)

② 人事権の行使

〈懲戒解雇〉

・N事件(27不38、30.11.19終結、全部救済)

〈普通解雇〉

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

〈雇止め〉

・K事件(K労組)(28不17、30.7.23終結、一部救済)

〈再雇用しなかったこと〉

・K事件(K労組)(28不17、30.7.23終結、一部救済)

〈労働者供給に関する契約の不締結〉

・K事件(29不45、30.12.10終結、全部救済)

③ 団体交渉に係る会社の対応

・S事件(27不18、30.1.24終結、一部救済)

・H事件(28不16、30.1.25終結、一部救済)

・S事件(29不54、30.4.10終結、一部救済)

④ 他組合との差別的取扱い

・K事件(K労組)(28不17、30.7.23終結、一部救済)

・H事件(29不17、30.8.29終結、棄却)

⑤ その他

〈個々の組合員に労働条件を提示すると回答したこと〉

・S事件(27不18、30.1.24終結、一部救済)

〈従業員が組合員の乗車しているダンプカーに衝撃を与えた行為〉

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

〈賞与を例年の半額で支給したこと〉

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

〈ストライキの取扱い〉

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

〈欠勤の取扱い〉

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

〈早退の取扱い〉

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

〈有給休暇の取扱い〉

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

〈団体交渉申入書に対する回答書の内容〉

・S事件(29不54、30.4.10終結、一部救済)

〈講師会を集団開催方式で行わなくなったこと〉

・B事件(27不93、30.9.10終結、一部救済)

2 不当労働行為の要件・救済手続

(1) 当事者適格等

① 申立人適格

〈代理店主で構成された労働組合〉

・S事件(代理店)(27不54、30.5.14終結、却下)

〈経営権の奪取を目的とした組織〉

・N事件(27不38、30.11.19終結、全部救済)

② 使用者性

〈親会社〉

・S事件(27不18、30.1.24終結、一部救済)

(2) 救済利益

〈審査期日の欠席等〉

- ・S事件(27不18、30.1.24終結、一部救済)

〈他社における就労〉

- ・K事件(K労組)(28不17、30.7.23終結、一部救済)

〈委嘱期間終了による組合員の不存在〉

- ・H事件(29不17、30.8.29終結、棄却)

〈不利益の解消・謝罪〉

- ・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

(3) 救済方法

〈中間収入〉

- ・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

3 救済命令

(1) 不利益取扱いの救済

〈懲戒解雇をなかったものとして取り扱うこと及び賃金相当額の支払〉

- ・N事件(27不38、30.11.19終結、全部救済)

〈解雇をなかったものとして取り扱うこと及び賃金相当額の支払〉

- ・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

〈再雇用したものとして取り扱うこと及び賃金相当額の支払〉

- ・H事件(28不16、30.1.25終結、一部救済)

- ・K事件(K労組)(28不17、30.7.23終結、一部救済)

〈再雇用契約を更新したものとして取り扱うこと及び賃金相当額の支払〉

- ・S事件(27不18、30.1.24終結、一部救済)

〈組合と労働者供給に関する基本契約を締結すること〉

- ・K事件(29不45、30.12.10終結、全部救済)

〈業務に従事したものとして取り扱うこと及び賃金相当額の支払〉

- ・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

〈授業を依頼したものとして賃金相当額を支払うこと〉

- ・B事件(27不93、30.9.10終結、一部救済)

〈賞与の支払〉

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

〈文書交付・掲示のみ〉

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)※ストライキの取扱い

(2) 団体交渉拒否の救済

① 団体交渉応諾

・S事件(29不54、30.4.10終結、一部救済)

・H事件(29不52、30.11.5終結、全部救済)

② 誠実な団体交渉

・H事件(28不16、30.1.25終結、一部救済)

・J事件(28不8、30.3.22終結、一部救済)

・B事件(27不93、30.9.10終結、一部救済)

③ 文書交付・掲示のみ

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

(3) 支配介入の救済

① 反組合的言動の禁止

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

② 差別的取扱いの禁止

・K事件(K労組)(28不17、30.7.23終結、一部救済)

③ その他

〈懲戒解雇をなかつたものとして取り扱うこと及び賃金相当額の支払〉

・N事件(27不38、30.11.19終結、全部救済)

〈解雇をなかつたものとして取り扱うこと及び賃金相当額の支払〉

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

〈組合と労働者供給に関する基本契約を締結すること〉

・K事件(29不45、30.12.10終結、全部救済)

〈賞与の支払〉

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

④ 文書交付・掲示のみ

・S事件(27不18、30.1.24終結、一部救済)

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)※ストライキの取扱い

(4) 文書交付・揭示

① 文書交付

・S事件(29不54、30.4.10終結、一部救済)

② 文書揭示

・K事件(K労組)(28不17、30.7.23終結、一部救済)

③ 文書交付・揭示

・S事件(27不18、30.1.24終結、一部救済)

・H事件(28不16、30.1.25終結、一部救済)

・K事件(27不80、30.3.22終結、一部救済)

・J事件(28不8、30.3.22終結、一部救済)

・B事件(27不93、30.9.10終結、一部救済)

・N事件(27不38、30.11.19終結、全部救済)

3 命令・決定事件の概要

1 S事件（27不18、30.1.24終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①会社が、再雇用契約を締結して勤務していた組合員2名を契約期間満了により雇止めとしたこと、②雇止め及び春闘等に関する団体交渉における会社の対応、③会社の社長が、上部団体の出席を理由に団体交渉を欠席したこと、④会社が、個々の組合員に労働条件を提示すると回答したこと、⑤会社が、支部への会議室の貸与を拒否し、組合事務所への上部団体役員の立入を禁止したこと、⑥親会社が、団体交渉を拒否し、支部への会議室の貸与を拒否し組合事務所への上部団体役員の立入を禁止したことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てがあった事件である。

(2) 主文の要旨

- ① 会社は、組合員2名の再雇用契約を更新したものとして取扱い、賃金相当額を支払うこと。
- ② 文書交付・掲示
- ③ ①②の履行報告
- ④ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

① 組合員2名を雇止めしたことについて

会社は、労使関係が良好とはいえない状況下で、合理的な理由も何の説明もなく、組合員2名のみを雇止めとしたのであり、組合員であることを理由とする不利益取扱いに当たる。

なお、会社は、組合員のうち、1名については雇止めに納得し、審査期日も欠席等していると主張したが、同人は救済を拒否する意向を明らかにしているとはいえず、上記判断を左右しない。

② 雇止め、春闘等に関する団体交渉における会社の対応について

社長は、団体交渉に出席していないが、社長の出席について協約等の取決めはなく、会社側出席者が交渉に関して権限がないため団体交渉に具体的な支障があったなどの事情は認められない。また、雇止めや春闘について、会社側が意図的に説明を回避したとか、組合を欺こうとしたとまではいえず、会社の対応は、団体交渉の拒否あるいは不誠実な団体交渉に当たらない。

③ 上部団体の出席を理由に会社の社長が団体交渉を欠席したことについて

上部団体の出席を理由に社長が団体交渉に出席しないと述べたとまで認めるに足りる疎明はなく、社長が出席しなかったことにより団体交渉に支障が生じたとは認められないから、組合運営に対する支配介入に当たるとはいうことはできない。

④ 組合が、個人ではなく組合に労働条件を提案するよう求めたのに対し、会社が、個々の組合員に労働条件を提示すると文書で回答したことについて

会社が個々の組合員に労働条件を提示すると回答したことにより、団体交渉が形骸化したとか、組合活動を阻害したということとはできないのであるから、団体交渉の拒否又は不誠実な団体交渉に当たらず、支配介入にも当たらない。

⑤ 会社が、会議室の貸与を拒否し、組合事務所への上部団体役員の入立を禁止したことについて

会社は、事前に組合と話し合うことも一切なく、一方的に従来の取扱いを変更しており、組合運営に対する支配介入に当たる。

⑥ 親会社の対応について

親会社は、組合員らの労働条件並びに会議室貸与拒否及び上部団体役員の入立禁止について決定しているとはいえないから、本件申立内容について使用者に当たるとはいえず、親会社の対応は、不当労働行為に当たらない。

2 H事件（28不16、30.1.25終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①会社が、組合員Xを定年退職後再雇用しなかったこと、②離職票の離職理由を「定年後の継続雇用を希望していなかった。」としたこと、及び同票の交付を2か月近く遅らせたこと、③団体交渉における会社の対応、④27年10月2日及び12月10日の団体交渉における会社発言が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

- ① 会社は、Xを、27年9月10日に定年となった後、再雇用したものとして取り扱い、定年の翌日以降再雇用されたならば支払われるはずであった賃金相当額を支払わなければならない。
- ② 会社は、組合が、Xの定年退職後再雇用の賃金を含む労働条件に関する団体交渉を申し入れたときは、これに誠実に応じなければならない。
- ③ 文書交付・掲示
- ④ ①③の履行報告
- ⑤ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

- ① 再雇用しなかったことについて
会社がXを再雇用しなかったのは、同人が組合を通して労働条件の向上を図ろうとしたためであるというほかなく、労働組合の正当な行為をしたこと故の不利益取扱いに当たる。
- ② 離職票について
離職票の離職理由を「定年後の継続雇用を希望していなかった。」としたこと、及び同票の交付を2か月近く遅らせたことについて、経済上の不利益をXに与えようとする認識が会社にあったと認めるに足りる具体的事実は見当たらず、不利益取扱いに当たるとまではいうことができない。
- ③ 団体交渉における会社の対応について
会社は、Xの再雇用条件について、一切譲歩しない姿勢で団

体交渉に臨んでおり、それにもかかわらず、自らの提案の根拠や妥当性について、組合の理解を得るよう説明する努力を行っていないのであるから、会社には、組合と実質的な交渉を行う意思がなかったものとみざるを得ない。

さらに、会社は、組合を挑発するなどしており、使用者として、組合を納得させるべく、説明を尽くして、真摯に対応したものと認めることはできず、会社の対応は、不誠実な団体交渉に当たる。

④ 27年10月2日及び12月10日の団体交渉での会社発言が支配介入に当たるか否かについて

会社発言は、殊更に組合を挑発するものであり、不誠実な対応に当たるが、団体交渉の応酬の中でのその場限りのやり取りであること等から、組合運営に対する支配介入に当たるとまではいえない。

3 K事件（27不80、30.3.22終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①組合の27年7月30日付文書、8月5日付文書及び8月24日付文書による団体交渉の申入れに対する会社の対応、②7月31日及び8月17日、会社が、X1分会長、X2及びX3（以下、併せて「X1分会長ら3名」という。）に対し、配車の指示を行わなかったこと、③8月1日のY1社長の発言、④8月1日のY2の発言、⑤8月3日のY2及びY3の発言、⑥8月7日のY3の行為、⑦8月7日のY1社長の発言、⑧8月20日に会社が、組合員が運転する車両の鍵の返却を求めたこと、9月9日、X2及びX3に対し、車両の鍵の返却を求めて訴訟を提起したこと、⑨会社が27年度夏季賞与を例年の半額に相当する金額で支給したこと、⑩会社が、X1分会長ら3名による各ストライキを違法なストライキ又は無断欠勤として扱ったこと、⑪会社が、9月15日から同月17日までの期間、X1分会長ら3名を無断欠勤として扱ったこと、⑫9月19日に会社が、X1分会長ら3名に対し、草むしりを

指示したこと、⑬会社が組合らの9月19日の早退を無断早退として扱ったこと、⑭10月2日から同月14日までの期間について、X3が年次有給休暇の取得を申請したのに対し、会社がこれを不承認としたこと、⑮会社が10月14日付けでX1分会長ら3名を解雇したことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

- ① 会社は、X1分会長ら3名に対し、27年7月31日及び8月17日に業務に従事したものとして扱い、両日分の賃金相当額を支払わなければならない。
- ② 会社は、組合員に対し、代表取締役又は従業員をして、組合活動を批判し、中傷する発言をさせるなどして、組合の運営に支配介入してはならない。
- ③ 会社は、X1分会長ら3名に対し、27年度夏季賞与を26年度と同水準で支払わなければならない。
- ④ 会社は、X1分会長ら3名に対して行った解雇をなかったものとして取り扱い、原職に復帰させるとともに、その間の賃金相当額を支払わなければならない。
- ⑤ 文書交付・掲示
- ⑥ ①③④⑤の履行報告
- ⑦ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

- ① 組合の27年7月30日付文書、8月5日付文書及び8月24日付文書による団体交渉の申入れに対する会社の対応について

ア 団体交渉開催の遅延について

会社は、申入れから8日後に時間がほしい旨回答し、組合が申請したあっせんに応じ、その手続の中で組合の希望どおり団体交渉に応じているのであるから、会社が団体交渉を拒否した事実は認められない。

イ 7月30日付文書による要求について

限られた時間内に行われる団体交渉の中では、全ての事項

について協議することは困難であり、会社が他の事項の協議に固執して7月30日付文書の要求事項について協議を避けたという事情もみられない。

ウ 8月5日付文書による要求について

会社は、賞与について、社長の裁量、経営判断としか説明せず、前年度の半額程度で支給した理由を一切説明しておらず、誠実交渉義務を果たしたとは到底いうことができない。

エ 8月24日付文書による質問について

会社は、組合からの質問や要求に対して一定の見解を表明したというべきで、鍵の返却問題について組合がそれ以上の追及や要求等を行っていないことも考慮すれば、不誠実であったとまではいえない。

② 7月31日及び8月17日、会社が、X1分会長ら3名に対し、配車の指示を行わなかったことについて

ア Y1社長は、7月30日の団体交渉申入れの際、組合に対する嫌悪感を抱いていたといえ、上記申入れを受けて、Y1社長がその状況を配車担当のY4専務に伝えていることも併せ考えると、会社が7月31日に組合員らに配車の指示を行わなかったことは、前日の団体交渉申入れを理由とした不利益取扱いに該当する。

イ 7月30日の団体交渉申入れ以降、組合の活動が活発化してきたことが認められ、Y1社長が、8月7日にX3に対し、分会結成を非難する発言をして脱退勧奨していたこと、同月17日に組合に対し活動について怒鳴っていたことを併せ考慮すると、会社が8月17日に配車の指示を行わなかったことは、組合活動への報復とみざるを得ず、不利益取扱いに該当する。

③ 夏季賞与に関するY1社長発言について

Y1社長は、組合の結成により弁護士費用が必要なため、夏季賞与を支払わないなどと従業員に対し発言したことが認められる。そして、同発言は、社内で広まることとなり、非組合員に対し、組合のために賞与がもらえないと印象付け、反組合的

感情を醸成する発言であるといえる。したがって、組合の結成、運営に対する支配介入に該当する。

④ 組合解散を求めるY 2の発言について

発言の事実を認めるに足りる組合からの疎明はない。

⑤ 夏季賞与に関するY 2及びY 3による発言について

Y 2及びY 3は、夏季賞与が支払われないのは組合の責任であるという趣旨の発言をしたことが認められる。

Y 2は、配車係として、組合員ら運転手の勤怠や業務を指示する監督的立場にあり、Y 4専務と行動を共にしていたことが認められ、使用者の利益を代表する者に近接する職制上の地位にあったといえることができる。Y 3は一般従業員ではあるものの、Y 2と一体となって上記発言を行っており、会社の行為であるとみるのが相当である。

よってY 2らの発言は、組合活動を非難してけん制する支配介入に当たる。

⑥ 8月7日のY 3の行為について

工場敷地内で、Y 3が、X 3が乗車中のダンプカーに揺れるほどの衝撃を与えたことは認められるが、Y 3の行為が会社の指示によるものであると認めるに足りる組合からの疎明はなく、支配介入に該当するとはいえない。

⑦ 8月7日のY 1社長の発言について

Y 1社長は、組合員と従業員の二者択一を迫って組合の脱退を勧奨する発言をしたことが認められ、このことは、組合の結成、運営に対する支配介入に当たる。

⑧ 会社が車両の鍵の返却を求めたこと、9月9日、X 2及びX 3に対し、車両の鍵の返却を求めて訴訟を提起したことについて

X 1分会長ら3名は、8月11日から9月18日までの間、有給休暇の取得、ストライキの行使等により出社しておらず、車両の管理・所有権は会社にある以上、会社が、出社しない組合員らの使用する車両の鍵の返却を求めたことには正当な理由があ

るといわざるを得ず、不利益取扱いには該当しない。

- ⑨ 会社が27年度夏季賞与を例年の半額に相当する金額で支給したことについて

Y1社長は、8月1日に、組合の結成により弁護士費用が必要なため夏季賞与を支払わないなどと発言していたこと、同月7日の発言、分会結成を嫌悪していたことなどから、会社は、分会結成を理由に夏季賞与を半額程度で支給したとみざるを得ず、このことは、不利益取扱い及び支配介入に当たる。

- ⑩ 会社が、X1分会長ら3名による各ストライキを違法なストライキ又は無断欠勤として扱ったことについて

組合は一定の手順を踏んだ上で不当労働行為に抗議することを目的に争議行為をしており、争議行為の正当性があることは明らかで、ストライキに対する会社の取扱いは、正当な組合活動を理由とする不利益取扱い及びストライキの抑制を企図した支配介入に当たる。

- ⑪ 会社が、9月15日から同月17日までの期間、X1分会長ら3名を無断欠勤として扱ったことについて

会社では、前日が休みの場合は運転手自ら会社に連絡を取って配車等を確認しており、あらかじめ会社に連絡を取らずに出勤しなかったX1分会長らに対し、会社が無断欠勤としたのはやむを得ない取扱いであり、不利益取扱い及び支配介入に当たるとはいえない。

- ⑫ 9月19日に会社が、X1分会長ら3名に対し、草むしりを指示したことについて

草むしり業務は、従業員に月数回割り当てられるものであり、組合員以外にも当日、草むしり業務を行っていた者がいたから、会社がX1分会長らに草むしりを指示したことは、組合員に対する不利益取扱いには当たらない。

- ⑬ 会社がX1分会長ら3名の9月19日の早退を会社が無断早退として扱ったことについて

草むしり業務中に熱中症になりそうなどと発言したX1分

会長らに対し、Y 2 が嫌なら帰れよと応じたことが認められるが、このY 2 の発言をもって、会社として早退する旨を指示したと解するのは困難であり、会社が、X 1 分会長らが無断早退として取り扱ったことは不利益取扱い及び支配介入に当たるとはいえない。

- ⑭ 10月2日から同月14日までの期間について、X 3 が年次有給休暇の取得を申請したのに対し、会社がこれを不承認としたことについて

会社がX 3 の有給休暇を不承認としたこと自体は、会社の事務担当者が有給休暇の発生要件を満たしていないと誤解したために、会社が誤認したものとみるのが相当であり、X 3 の不利益については、その後組合と会社との間で交渉が行われるなどして解消され、Y 1 社長も謝罪しているから、改めて不当労働行為に問うことは相当でない。

- ⑮ 会社が10月14日付けでX 1 分会長ら3名を解雇したことについて

会社の主張する解雇理由には合理性が認められず、Y 1 社長の言動等からすると、会社が組合を嫌悪していたことは明らかであるから、本件解雇は、会社から組合を排除するために行ったとみるべきであり、組合員であること及び正当な組合活動を理由とする不利益取扱いであり、かつ、組合の運営に対する支配介入に該当する。

なお、救済方法としてバックペイを命ずるに当たり、本件解雇により侵害された個人的被害の救済、集团的労使関係秩序の回復、確保の観点を総合すると、中間収入を控除しないのが相当である。

4 J 事件（28不8、30. 3. 22終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①機構が、組合員2名を、28年4月1日以降雇用しなかったこと、②パワーハラスメント及び組合員2名の不採用理由に係る団体交渉における機構の対応が、不当労働行為に当たると

して救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

- ① 機構は、組合が、管理職が組合員に対して行った言動がパワーハラスメントに当たるか否かについて団体交渉を申し入れた時は、管理職以外の職員からも聞き取り調査を行うなど必要な調査を実施するとともに、調査方法及び調査結果を具体的に説明するなどして、誠実に応じなければならない。
- ② 文書交付・掲示
- ③ ②の履行報告
- ④ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

- ① 組合員2名を雇用しなかったことについて
機構が組合員2名の組合加入通知以前から業務体制の変更を検討していたこと等を考慮すれば、組合員であるが故の不利益取扱いに当たらない。
- ② 団体交渉における機構の対応について
パワーハラスメントに係る団体交渉において、十分な聞き取り調査を実施しないまま、パワーハラスメントはないとの説明を繰り返した機構の対応は、不誠実な団体交渉に当たる。
一方、組合員2名の不採用理由に係る団体交渉において、機構は相応の説明をしており、不誠実であるとはいえない。

5 S事件（29不54、30.4.10終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①組合が29年7月20日付けで申し入れた団体交渉に会社が応じなかったこと、②会社が、29年7月21日付回答書の中で、組合の団体交渉申し入れ書の記載内容が恐喝であり、実行した場合、警察への通報を含め法的措置を執るとしたこと等が、不当労働行為に当たるとして救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

- ① 会社は、組合が29年7月20日付けで申し入れた団体交渉に誠

実に応ずること。

- ② 文書交付
- ③ ②の履行報告
- ④ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

① 団体交渉に応じなかったことについて

組合が違法な情宣活動をしたなどという会社の主張は、いずれも団体交渉を拒否する正当な理由とは認められず、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

一方、組合が、それ以上に会社に団体交渉を働きかけることなく、回答書の受領後直ちに本件不当労働行為救済申立てを提起していること等からすると、この回答が組合の活動を制限し、組合の運営を阻害し弱体化させるものであったとまでは認めることはできず、支配介入に当たるとまではいえない。

② 29年7月21日付回答書について

法的措置を執るなどとする7月21日付回答書の記載は、殊更に組合を誹謗したり、正当な組合活動を制約したりするものとみるのは相当ではなく、また、組合の団体交渉権を無視ないし軽視したものとみることはできないから、支配介入には当たらない。

6 S事件（代理店）（27不54、30.5.14終結、却下）

(1) 事件の概要

本件は、会社の商品の販売代理店を営む者（代理店主）により結成された組合からの27年5月27日及び6月8日付の団体交渉申入れに対し、会社が意見交換の機会として応ずると回答したことが不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを却下する。

(3) 判断の要旨

代理店主は、①会社の事業組織に組み入れられ、②会社が契約

内容を一方的・定型的に決定しているとはいえるが、③報酬の労務対価性、④業務の依頼に応ずべき関係、⑤広い意味での指揮監督下での労務提供及び一定の時間的場所的拘束にあると認めることはできず、⑥強い事業者性が認められる。

よって、代理店主は、労働組合法上の労働者とはいえず、代理店主を構成員とする申立人組合は、労働組合法上の労働組合であるとはいえないことから、労働組合法による救済を受ける資格を有さない。

7 K事件（K労組）（28不17、30.7.23終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、会社が、①組合員12名について、未払賃金訴訟の提起を理由として再雇用契約を締結しなかったこと、②旧賃金規則改定に関して、多数組合と比して取扱いが異なること、③旧賃金規則改定を議題とする団体交渉において、㊦不利益の程度等を把握するための賃金シートを27年7月7日まで交付しなかったこと、④多数組合との合意内容を押し付ける対応に終始したこと、⑤未払賃金を議題とする団体交渉において、具体的な回答や紛争解決手段を提示しなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

- ① 組合員9名につき、雇用契約を締結したものとして取り扱い、タクシー乗務員に復帰させるまでの間の賃金相当額を支払うこと。
- ② 今後、従業員の労働条件を変更するに当たり、多数組合と申立人組合とを差別して取り扱わないこと。
- ③ 文書掲示
- ④ ①③の履行報告
- ⑤ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

- ① 組合員12名と雇用契約を締結しなかったことについて

会社の社長が、本件訴訟を提起したことにより本件再雇用拒否をした旨の発言をする等しているため、他にこれを覆す特段の事情がない限り、会社は、本件訴訟を提起したことを理由に本件再雇用拒否をしたと認めるのが相当である。

上記特段の事情について、組合員1名については、1年間のうち、合計約8か月間も出勤していなかった上、契約期間満了の時点でも出勤しておらず、会社が、同人が長期間出勤していなかったことを理由に本件再雇用拒否をしたと認めるのが相当である。

また、組合及び会社は、契約を更新できる上限を75歳と認識しており、そうすると、組合員2名について本件再雇用拒否をしたのは、両名が75歳であったためであると認めるのが相当である。

よって、組合員12名のうち、9名については、訴訟提起を理由にした雇止めであり、組合活動を理由にした不利益な取扱い及び支配介入に当たるが、組合員3名の雇止めには不当労働行為は成立しない。

なお、会社は、組合員のうち、3名が他社で就労していることから、同人らには会社で就労する意思がなく救済の必要性がないと主張したが、同人らは、会社で就労する意思を有しており、会社の主張は失当である。

② 旧賃金規則改定に関して、他の多数組合と比して取扱いが異なることについて

会社は、多数組合に改定後の賃金規則を提案し協議を行う一方で、組合に対しては、何ら提案をせず、協議も一切しないまま賃金規則を改定し、同規則の内容及び施行日のみを通知したのであり、労働組合間の取扱いの中立性を欠き、支配介入に当たる。

③ 旧賃金規則の改定に関する団体交渉について

㊦ 会社が比較的短時間で賃金計算用のシートを交付していること、組合は同シートを入手した以降、団体交渉で同シート

を基にした要求を行っていないことなどをふまえると、会社の対応が不誠実であったとまでいうことはできない。

① 会社は、多数組合との合意内容を規定路線として押し付けるだけの不誠実な対応に終始したということとはできず、会社の対応は、不誠実な団体交渉には当たらない。

④ 未払賃金訴訟に関する団体交渉について

別件訴訟が確定していない段階で、訴訟の結論が出てから協議したいという会社の回答には合理性があり、会社の対応が不誠実であるということとはできない。

8 H事件（29不17、30.8.29終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、組合が便宜供与一式を要求したことに対し、組合員が1名であることなどを理由として、市がこれを拒否したことが不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

市が組合の便宜供与要求を拒否したことは、職員団体と比べて組合を差別的に取り扱ったものとはとはいえず、支配介入には当たらない。

なお、市は、組合員の委嘱期間満了により、市に勤務する組合の組合員は存在しなくなったことから、本件申立ての法律上の利益は失われていると主張したが、組合は、組合に対する支配介入について救済を求めているのであるから、却下を求める市の主張は採用することができない。

9 B事件（27不93、30.9.10終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①法人と組合員X1との27年度前期の講師契約において、同人が担当可能としたECS（英語を使ってコミュニケーション

ョンをすることを重視した科目)の授業について、同人と契約せず、他の非常勤講師に依頼したこと、②26年度後期以降、法人が組合員X2に、オープンキャンパスにおけるECSの体験レッスン等を依頼しなかったこと、③27年7月9日のビラ配布に際して、法人職員Z1が組合員X3に対して発言した内容、④26年度前期以降、法人が、英語ネイティブ非常勤講師に対する講師会を集団開催方式で行わなくなったこと、⑤27年10月22日及び28年9月8日の団体交渉において、組合及び支部(以下併せて「組合ら」という。)が日本語の就業規則の写しの交付を求めたことに対する法人の対応、⑥27年11月30日の団体交渉における、法人による組合員X4の担当授業に関する学生満足度調査についての説明が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である

(2) 主文の要旨

- ① X2に対し、26年度後期及び27年度前期に、オープンキャンパスにおけるECSの体験レッスン及び高校生向け特別授業の依頼を行ったものとして、その賃金相当額を支払うこと。
- ② 組合らがX4の担当コマ数に関して団体交渉を申し入れたときは、学生満足度調査の結果を説明するなどして、誠実に応じること。
- ③ 文書交付・掲示
- ④ ①③の履行報告
- ⑤ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

- ① X1が担当可能としたECSの授業を他の非常勤講師に依頼したことについて
X1の担当授業数は減っておらず、組合員であるが故の不利益取扱いであるということとはできない。
- ② X2にECSの体験レッスン及び高校生向け特別授業を割り当てないことについて
それまで実績があったX2に対し、支部結成と組合加入通知の後、授業の依頼を一切しなくなったことは、同人が組合員で

あることを理由とした不利益取扱いに当たる。

- ③ 法人職員 Z 1 の X 3 に対する発言について
一般職員である Z 1 の発言は、使用者の行為であるということができず、支配介入には当たらない。
- ④ 講師会を集団開催方式で行わなくなったことについて
法人が組合活動を妨害する意図をもって、個別面談方式に変更したとまでいうことはできず、組合らの運営に対する支配介入には当たらない。
- ⑤ 団体交渉における、就業規則の交付要求に対する会社の対応について
法人は、就業規則の写しを交付しない方針やその理由について、一応の説明を行っており、法人の対応は、不誠実な団体交渉に当たるとまではいえない。
- ⑥ 団体交渉における学生満足度調査についての説明について
X 4 のコマ数減の直接の原因であり、今後、契約不更新の理由ともなり得る学生満足度調査について、点数等の結果を説明しない法人の対応は、不誠実な団体交渉に当たる。

10 H事件（29不52、30.11.5終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、組合員 X の解雇及び未払賃金を議題とする組合の団体交渉申入れに対し、会社が、同人との雇用契約書の条項に基づき開催場所は水戸本社であると主張して一切譲らず、団体交渉に応じていないことが不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

会社は、組合が、X の解雇及び未払賃金についての団体交渉を申し入れたときは、開催場所を会社の水戸本社とすることに固執することなく、開催場所の合意に向けて誠実に交渉すること。

(3) 判断の要旨

団体交渉の開催場所をどこにするかは、本来労使間の話合いに

よって決めるべきものであるところ、①組合員と会社との紛争に関する条項は、組合員が加入する労働組合を直接拘束するものではないし、組合と会社との団体交渉をどこで行うかということの根拠となるものでもない、②組合にとって、遠隔地である水戸市で団体交渉を行うことが、経済的にも時間的にも負担であるのは明らかであり、組合は、組合事務所所在地である東京都内に固執しているわけではない、③会社の対応が団体交渉開催に協力的な対応であったとみることはできない。

したがって、会社の対応は、正当な理由のない団体交渉の拒否に該当する。

11 N事件（27不38、30.11.19終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、協会が、組合の執行委員長であるXを27年2月17日付けで懲戒解雇したことが、不当労働行為に当たるとして救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

① Xの懲戒解雇をなかつたものとして取り扱い、同人を原職復帰させるとともに、懲戒解雇の翌日から原職に復帰するまでの間の賃金相当額を支払うこと。

② 文書交付・掲示

③ ①②の履行報告

(3) 判断の要旨

Xの懲戒解雇は、経営陣に批判的な活動を行う組合の組織拡大を危惧し、その弱体化を図る意図に基づくものであって、執行委員長として協会に批判的な組合活動を行うXを嫌悪し、同人に不利益を与えるとともに、同人を協会から排除することによって、組合の影響力の抑止を企図したものであるといわざるを得ない。

したがって、協会がXを懲戒解雇したことは、不利益取扱いに該当するとともに、支配介入にも該当する。

なお、協会は、申立人組合は、経営権を奪取することを主たる

目的として組織されたものであり、労働組合法上の労働組合に該当しないと主張したが、組合の目的が労働条件の維持改善であることは明らかであり、協会の主張は採用することができない。

12 K事件（29不45、30.12.10終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、会社7社が、組合と労働者供給に関する基本契約を締結しないことが不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

① 会社7社は、組合と労働者供給に関する基本契約を締結すること。

② ①の履行報告

(3) 判断の要旨

会社は、未払賃金訴訟を提起した組合員らを会社から排除するために、およそ合理的とはいえない理由を述べて組合との労働者供給に関する基本契約を締結しなかったものといわざるを得ない。

この会社の対応は、未払賃金訴訟の提起という組合活動を阻害し、組合に不利益を与えるものであり、個々の組合員に対しても定年後の雇用が奪われるという不利益を与えるものである。

したがって、会社が、組合と基本契約を締結しないことは、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合活動に対する支配介入に当たる。

第3節 再審査事件の概況

1 再審査事件の係属状況

当委員会の発した命令に係る平成30年中の再審査事件係属件数は、前年からの繰越35件と新規申立て11件を合わせた46件で、そのうち、30年12月末までに、23件が終結した(第9表)。

2 再審査事件の終結状況

終結した23件は、却下が1件、棄却が3件、一部変更が1件、和解認定が16件、和解認定及び取下が1件、取下が1件で、その内訳は次のとおりである(第9表)。

全部救済命令を不服とする使用者申立てのうち

棄却されたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

和解認定されたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・5件

取り下げられたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

一部救済命令を不服とする使用者申立てのうち

却下されたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

和解認定されたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・4件

一部救済命令を不服とする双方申立てのうち

棄却されたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・2件^(注)

和解認定されたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・6件^(注)

和解認定及び取り下げられたもの・・・・・・・・・・1件^(注)

棄却命令を不服とする労働者申立てのうち

一部変更されたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

和解認定されたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

(注)双方から再審査申立てがなされた場合、それぞれ1件となる。

第9表 再審査事件一覧

(1) 前年からの繰越事件 (35件)

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	T事件	3不52 H3.11.6 H8.8.20	1・2・3 全部救済	8不再29 H8.9.2 係属中	使 1・2・3
2	E事件 (情報開示)	17不69 18不66 H17.9.12 H18.6.8 H19.12.12	2 棄却	19不再73 H19.12.20 係属中	労 2
3	E事件 (18年度一時金等)	18不97 H18.12.25 H21.7.23	3 却下	21不再24 H21.7.30 係属中	労 3
4	E事件 (19年度一時金等)	20不59 H20.7.10 H22.8.26	1・3 棄却	22不再46 H22.9.3 係属中	労 1・3
5	K事件	21不87 22不113 23不110 H21.10.16 H22.11.26 H23.12.2 H25.6.26	1・3 一部救済	25不再44 H25.7.8 係属中	労 1・3
6				25不再45 H25.7.9 係属中	使 1・3
7	E事件 (21年度一時金等)	23不14 H23.2.4 H27.2.16	1・2・3 棄却	27不再10 H27.2.25 係属中	労 1・2・3
8	F事件	24不96 H24.12.5 H27.4.16	2 全部救済	27不再13 H27.4.22 係属中	使 2

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
9	T事件	21不116 23不55 H21.12.22	1・2・3 一部救済	27不再37 H27.9.1 H30.3.12	使 1・2・3 和解認定
10		H23.5.26 H27.8.26		27不再39 H27.9.8 H30.3.12	労 1・2・3 和解認定
11	B事件	25不61 H25.6.6 H28.1.25	1・3 一部救済	28不再8 H28.2.1 H30.3.29	使 3 棄却
12				28不再10 H28.2.8 H30.3.29	労 1 棄却
13	E事件 (再雇用)	23不31 H23.3.30 H28.3.28	1 棄却	28不再15 H28.4.5 係属中	労 1
14	T事件	25不102 H25.11.28 H28.3.30	2 一部救済	28不再16 H28.4.7 H30.8.24	使(E) 2 和解認定
15				28不再20 H28.4.14 H30.8.24	使(A) 2 和解認定
16				28不再21 H28.4.14 H30.8.24	労 2 ・和解認定 (E、A、O、S) ・取下 (T)
17	S事件	26不37 H26.4.7 H28.6.28	2・3 一部救済	28不再38 H28.7.4 H30.6.1	使 2・3 和解認定

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
18	○事件	24不36 H24.5.30 H28.7.21	1・2・3・4 一部救済	28不再40 H28.7.28 H30.12.4	使 2 和解認定
19				28不再42 H28.8.5 H30.12.4	労 1・2・3・4 和解認定
20	F事件	24不71 H24.10.1 H28.7.28	2・3 棄却	28不再43 H28.8.10 H30.2.20	労 2・3 和解認定
21	S事件	26不80 H26.9.1 H29.1.31	1・2・3・4 一部救済	29不再12 H29.2.15 H30.5.2	使 1・2・3・4 和解認定
22	N事件 (分離命令)	27不38 H27.4.15 H29.4.6	2 全部救済	29不再24 H29.4.19 H30.10.30	使 2 棄却
23	S事件	28不14 H28.2.10 H29.4.27	3 全部救済	29不再28 H29.4.28 係属中	使 3
24	S事件	27不90 H27.10.2 H29.5.11	2・3 棄却	29不再31 H29.5.19 H30.12.18	労 2・3 一部変更
25	S事件	27不108 H27.11.16 H29.6.21	3 全部救済	29不再34 H29.7.5 H30.1.15	使 3 和解認定
26	C事件	27不66 H27.7.27 H29.6.29	2 全部救済	29不再35 H29.7.13 係属中	使 2
27	T事件	28不42 H28.5.12 H29.7.26	2 全部救済	29不再37 H29.8.3 H30.9.20	使 2 和解認定

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
28	T事件	28不25 H28.3.10 H29.8.7	2 全部救済	29不再39 H29.8.21 H30.3.28	使 2 取下
29	H事件 (分離命令)	27不28 27不53 28不31	1・2・3 全部救済	29不再41 H29.9.1 H30.2.13	使(H) 3 和解認定
30		H27.3.23 H27.6.19 H28.3.31		29不再42 H29.9.1 H30.2.13	使(E) 1・2・3 和解認定
31		H29.8.23		29不再43 H29.9.1 H30.2.13	使(W) 3 和解認定
32	K事件	28不34 H28.4.7 H29.9.27	2 全部救済	29不再47 H29.10.10 係属中	労 2
33				29不再48 H29.10.12 係属中	使 2
34	T事件 (残業問題等)	27不67 H27.7.27 H29.11.29	1 一部救済	29不再59 H29.12.12 H30.3.12	使 1 和解認定
35	N事件	27不100 H27.11.4 H29.12.13	2 全部救済	29不再61 H29.12.19 係属中	使 2

(2) 平成30年の申立事件 (11件)

順次	事 件 名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	S事件	27不018 H27.3.2 H30.1.24	1・2・3 一部救済	30不再7 H30.2.1 係属中	使 1・3
2				30不再10 H30.2.7 係属中	労 2・3
3	H事件	28不16 H28.2.15 H30.1.25	1・2・3 一部救済	30不再6 H30.2.1 H30.4.4	使 1・2 和解認定
4	K事件	27不80 H27.8.24 H30.3.22	1・2・3 一部救済	30不再20 H30.4.2 係属中	使 1・2・3
5	S事件	29不54 H29.7.25 H30.4.10	2・3 一部救済	30不再26 H30.4.23 H30.8.23	使 2 却下
6	K事件 (K労組)	28不17 H28.2.19 H30.7.23	1・2・3 一部救済	30不再34 H30.7.25 係属中	使 1・3
7				30不再38 H30.8.6 係属中	労 1
8	B事件	27不93 H27.10.13 H30.9.10	1・2・3 一部救済	30不再45 H30.9.20 係属中	使 1・2
9				30不再46 H30.9.25 係属中	労 1・2・3

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
10	N事件	27不38 H27.4.15 H30.11.19	1・3 全部救済	30不再58 H30.12.4 係属中	使 1・3
11	K事件	29不45 H29.6.19 H30.12.10	1・3 全部救済	30不再59 H30.12.13 係属中	使 1・3

第4節 行政訴訟事件の概況

1 行政訴訟事件の係属状況

当委員会の発した命令に係る平成30年中の行政訴訟事件係属状況は、第10表、第11表のとおりである。

第10表 行政訴訟事件の係属状況

裁判所	係属件数(うち新規)	終結件数
東京地方裁判所	1(0)	1
東京高等裁判所	0	0
最高裁判所	0	0

2 緊急命令申立事件

平成30年中に、労働組合法第27条の20の規定に基づいて新たに緊急命令申立てを行った事件はなかった。

3 確定命令不履行通知

当委員会の発した救済命令のうち、平成30年中に確定した命令は4件であり、労働組合法第27条の13に基づいて新たに確定命令不履行の通知を行った事件はなかった。

第11表 行政訴訟事件一覽

(1) 東京地方裁判所係属事件 (1件)

順次	事件名 都労委事件番号 終結年月日 終結区分	地裁事件番号 提起人	提起年月日 終結年月日	結果	訴訟代理人 指定代理人
1	M事件(K病院) 25不82 26不96 H29.1.30 一部救済	29<行ウ>89 使	H29.2.27 H30.3.22	取下	澤井 片岡 福田 高松

第3章 労働組合の資格審査等

第1節 労働組合の資格審査の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

平成30年中に取り扱った労働組合の資格審査は328件で、このうち前年からの繰越が198件、新規係属が130件であった(資料<統計表>第39表)。

(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は1件増加し、新規係属件数は15件減少した(資料<統計表>第39表)。

2 新規係属状況

(1) 係属事由

新規係属130件を係属事由別にみると、不当労働行為救済申立てに伴うものが110件、法人登記のためのものが17件、委員推薦のためのものが1件、労働者供給事業のためのものが2件であった(資料<統計表>第41表)。

(2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

平成30年の全国都道府県労委の新規係属総件数は449件であり、前年より53件減少した。

当委員会に係属した新規件数130件を全国比で見ると29.0%となり、前年より0.1ポイント増加した(資料<統計表>第40表)。

3 終結状況

(1) 終結件数

平成30年中の取扱件数328件のうち、124件が終結した。終結件数は、前年より5件減少した(資料<統計表>第39表)。

(2) 終結区分

終結した124件を終結区分別にみると、資格あり34件、資格なし1件、打切87件、取下2件となっている(資料<統計表>第39表)。

(3) 係属事由別終結状況

終結状況を係属事由別にみると、①不当労働行為救済申立てに係るものは100件で、うち資格ありが12件、資格なしが1件、本案の和解成立ないし和解以外の取下に伴う打切が87件、②法人登記に係るものが21件で、資格ありが19件、取下が2件、③委員推薦に係るものでは資格ありが1件、④労働者供給事業に係るものでは資格ありが2件となっている(資料<統計表>第42表)。

第2節 労働関係調整法第37条違反被疑事件

平成30年中に取り扱った事件はなかった。

第3節 認定告示

平成30年中に、地方公営企業労働関係法第5条第2項の規定に基づいて、労働組合法第2条第1号に規定するいわゆる非組合員の範囲の認定手続の開始を決定した事件は1件であり、申請どおり認定し、これを告示した(第12表)。

第12表 認定告示一覧

事件番号	申出者	申出年月日 申出事由	認定手続 開始日	認定手続 終了日	認定 内容	告示年月日 告示番号
30認1	東京都 水道局	H30.5.10 組織改正	H30.6.5 (1706回)	H30.6.26 (1707回)	申請 どおり	H30.6.26 30告示第2号 東京都公報 第16640号

※「認定手続開始日」及び「認定手続終了日」欄の()内は、公益委員会
会議の回数である。

第4章 組織・運営

第1節 組織

1 委員会

(1) 委員

当委員会は、公・労・使各側13名の委員で構成されており、会長1名と会長代理2名を置いている（平成30年12月31日現在。巻末委員名簿参照）。

(2) あっせん員候補者

当委員会は、労働争議の解決に援助を与えるため、あっせん員候補者を次の基準によって委嘱している。すなわち、①現に委員の職にある者及び退任後1年以内の者、②事務局職員のうち管理職員全員及び審査調整課課長代理（調整担当）の職にある者並びに事務局職員としてあっせん員候補者に委嘱されたことのある再任用の職員、③現に東京都産業労働局雇用就業部長、同部労働環境課長、同部連絡調整担当課長、労働相談情報センター所長及び各労働相談情報センター事務所長の職にある者である（巻末あっせん員候補者名簿）。

(3) 特別調整委員

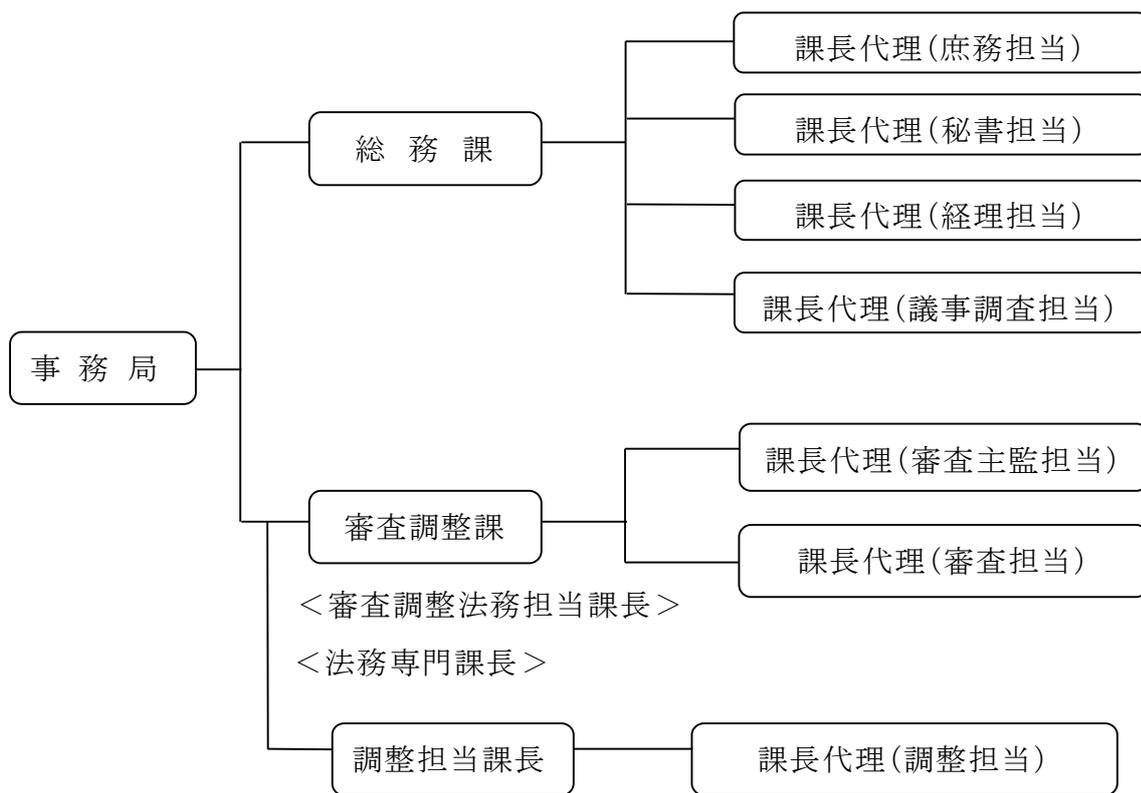
当委員会は、特別調整委員は置いていない。

2 事務局

当委員会では、その事務を整理するため、事務局が設置されている。

その組織は、当委員会の創設以来、いくたびか改変されてきたが、現在の組織は平成28年4月1日付けで改正されたもので、以下のとおりである。

なお、30年12月31日現在の職員定数は38名である。



第2節 運営

1 内部会議

(1) 総会

委員全員からなる会議で、原則として毎月第1・3火曜日に、定例的に開催している。平成30年は24回開催し、これにより昭和21年3月7日の第1回総会から数えて、年内に1,812回を迎えた。

(2) 公益委員会議

労働組合法第24条の2第2項及び第3項の規定によって、公益委員だけで行う会議であり、当委員会では委員の申合せにより、原則として定例総会の日、総会に先立って開催することとしている。平成30年には24回開催し、昭和24年7月16日の第1回公益委員会議から数えて、年内に1,720回を迎えた。

2 連絡協議会及び連絡会議

平成30年に開催された連絡協議会及び連絡会議の概要は以下のとおりである。

(1) 全国労働委員会関係

① 第73回全国労働委員会連絡協議会総会

(11月8日～9日・中労委)

議題1 都道府県労働委員会が直面する諸課題の共有と解決に向けた検討組織の設置について

議題2 同一当事者間において救済申立てが複数回繰り返される場合の不当労働行為事件への対応について

講演 平成期における審査事件の潮流

講師：前中央労働委員会会長 諏訪康雄氏

② 全国労働委員会会長連絡会議（6月15日・静岡県）

議題懇談 都道府県労働委員会が直面する制度的課題の共有とその解決方策について

③ 全国労働委員会公益委員連絡会議（11月8日・中労委）

講演1 適正迅速な労働紛争解決に向けて-司法の視点から-
講師：最高裁判所事務総局行政局第二課長 精松晴子氏

講演2 実質的に個別労働関係紛争を内容とする団体交渉拒否事件における審査手続上の課題

講師：京都府労働委員会公益委員 土田道夫氏

④ 全国労働委員会事務局長連絡会議（6月14日・静岡県）

議題1 審査概況等について

議題2 調整事件等の概況について

議題懇談1 増加するパワーハラスメント事件への対応について

議題懇談2 各労働委員会事務局が抱える課題の共有と解決に向けた検討組織の設置について

- ⑤ 全国労働委員会事務局調整主管課長会議（11月30日・中労委）
 - 議題1 調整業務の運営について
 - 議題2 都道府県労働委員会からの事例報告（労働争議調整事件、個別的労働紛争事件）
 - 議題3 都道府県労働委員会からの業務報告

- ⑥ 全国労働委員会事務局審査主管課長会議（11月29日・中労委）
 - 議題1 今後の労働委員会の在り方検討について
 - 議題2 情報公開開示請求への対応について
 - 議題3 和解認定後の中労委データベースの取扱いについて

(2) 14都道府県労働委員会関係

- ① 14都道府県労働委員会公益委員会議（9月13日・神奈川県）
 - 議題1 賃貸借契約に基づく職員駐車場の料金値上げに係る団体交渉応諾義務等について
 - 議題2 パート社員が、会社を批判する思想・信条を持っていることを理由に試用期間後の契約をしなかったことは、不当労働行為に該当するか
 - 議題3 十四都道府県労働委員会公益委員会議開催形態の追加について

- ② 14都道府県労働委員会使用者委員会議（7月6日・愛知県）
 - 討議テーマ1 使用者委員としての経験に基づく留意点等について（成功事例・失敗事例）
 - 討議テーマ2 各労働委員会の状況報告

- ③ 14都道府県労働委員会事務局長連絡会議（8月31日・千葉県）
 - 議題1 平成24年改正労働契約法により追加された有期労働契約に係る規定（第18条及び第20条）に関する取扱い事例について
 - 議題2 不当労働行為救済申立事件の審問におけるいわゆる

隔離尋問の実施について

議題 3 一つの申立事実に対し複数の救済方法が請求されている場合において、当該申立事実が不当労働行為であることは認容するものの、一部については救済を命じない場合、命令書の主文に「その余の申立てを棄却する」と記載しているか

(3) 関東ブロック労働委員会関係

① 関東ブロック労働委員会会長連絡会議

(9月4日・東京都・三者連絡協議会と同時開催)

議題 文書交付・掲示について

② 第140回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

(5月17日～18日・山梨県)

議題 改正労働契約法第18条、いわゆる無期転換ルールに関連して発生する集団的労使紛争への対応について

講演 職場のパワーハラスメント防止対策について

③ 第141回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

(9月3日～4日・東京都)

議題 別組合加入時の不利益取扱いに関する申立人適格と付随する問題について

講演 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換について

④ 第79回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

(5月17日・山梨県・三者連絡協議会と同時開催)

議題 法人登記を目的とした労働組合の資格審査のあり方について

⑤ 第80回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

(9月3日・東京都・三者連絡協議会と同時開催)

議題 審問期日当日の証拠の提出について

⑥ 関東ブロック労働委員会事務局長連絡会議

(文書による議決・東京都)

議題 1 平成31年度関東ブロック労働委員会諸会議開催計画について

議題 2 関東ブロック労働委員会事務局長連絡幹事の選任について

第 2 部 資 料

<統計表>

1 労働争議の調整

第1表 調整事件取扱件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成21	22	23	24	25
取扱件数	246	213	182	171	(1) 131
前年繰越	37	60	35	47	25
新規開始	209	153	147	124	(1) 106
終結件数	186 [100.0]	178 [100.0]	135 [100.0]	146 [100.0]	(1) 97 [100.0]
解決	107 [57.5]	92 [51.7]	63 [46.7]	81 [55.5]	43 [44.3]
取下	26 [14.0]	26 [14.6]	10 [7.4]	10 [6.8]	22 [22.7]
打切	53 [28.5]	59 [33.1]	62 [45.9]	55 [37.7]	(1) 32 [32.0]
不調	-	-	-	-	-
裁定	-	-	-	-	-
解決率	66.9	60.9	50.4	59.6	57.3
終結率	75.6	83.6	74.2	85.4	74.0
次年繰越	60	35	47	25	34

(注1) ()内数字は、調停件数で内数。

(注2) 解決率=解決件数/取下・移管を除く終結件数×100

第2表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成26	27	28	29	30
東京都	86	87	87	73	60
全国	359	342	308	279	240
比率	24.0	25.4	28.2	26.2	25.0

(第1表つづき)

(単位:件、%)

区分 \ 年	26	27	28	29	30
取扱件数	120	97	103	89	83
前年繰越	34	10	16	16	23
新規開始	86	87	87	73	60
終結件数	110 [100.0]	81 [100.0]	87 [100.0]	66 [100.0]	62 [100.0]
解決	50 [45.5]	43 [53.1]	39 [44.8]	25 [37.9]	26 [41.9]
取下	21 [19.1]	10 [12.3]	14 [16.1]	12 [18.2]	8 [12.9]
打切	39 [35.5]	28 [34.6]	33 [37.9]	29 [43.9]	28 [45.2]
不調	-	-	-	-	-
裁定	-	-	-	-	-
解決率	56.2	60.6	54.2	46.3	48.1
終結率	91.7	83.5	84.5	74.2	74.7
次年繰越	10	16	16	23	21

(注3) 終結率＝終結件数／取扱件数×100

(注4) 22年及び28年の終結件数には、中央労働委員会に移管したものの1件が含まれている。

第3表 1件当たり対象労働組合員数

(単位:件、人)

区分 \ 年	平成26	27	28	29	30
新規件数	86	87	87	73	60
労働組合員数	104,360	212,561	56,777	57,997	48,545
1件当たり労働組合員数	1,214	2,530	668	806	837

(注) 1件当たり労働組合員数は労働組合員数不明事件を除いたものの平均。

第4表 調整開始事由別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成26	27	28	29	30
総数	86 [100.0]	87 [100.0]	87 [100.0]	73 [100.0]	60 [100.0]
組合	79 [91.9]	80 [92.0]	79 [90.8]	61 [83.6]	53 [88.3]
使用者	7 [8.1]	7 [8.0]	8 [9.2]	8 [11.0]	7 [11.7]
双方	-	-	-	4 [5.5]	-
職権	-	-	-	-	-

第5表 加盟上部団体有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成26	27	28	29	30
総数	86 [100.0]	87 [100.0]	87 [100.0]	73 [100.0]	60 [100.0]
有	74 [86.0]	75 [86.2]	72 [82.8]	50 [68.5]	46 [76.7]
無	12 [14.0]	12 [13.8]	15 [17.2]	23 [31.5]	14 [23.3]

第6表 加盟上部団体系統別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成26	27	28	29	30
総 数		74 [100.0]	75 [100.0]	72 [100.0]	50 [100.0]	46 [100.0]
連 合		22 [29.7]	22 [29.3]	22 [30.6]	16 [32.0]	11 [23.9]
	J A M	1	1	-	-	-
	J E C 連 合	-	-	-	-	-
	情 報 労 連	-	1	1	1	-
	U A ゼ ン セ ン 同 盟	-	1	-	-	1
	私 教 組	-	-	-	-	-
	連 合 ユ ニ オ ン	2	2	1	1	-
	全 国 ユ ニ オ ン	17	14	19	12	8
	そ の 他	2	3	1	2	2
全 労 連		33 [44.6]	27 [36.0]	18 [25.0]	21 [42.0]	18 [39.1]
	日 本 医 労 連	-	-	-	2	2
	建 交 労	-	-	1	-	-
	全 国 一 般	12	5	6	6	5
	全 印 総 連	1	-	1	-	-
	私 教 連	-	-	1	3	2
	J M I T U	3	5	2	1	1
	民 放 労 連	-	-	-	-	-
	自 交 総 連	-	-	-	-	-
	全 労 連 自 治 労 連	9	8	2	6	2
	そ の 他	8	9	5	3	6
上 記 以 外		19 [25.7]	26 [34.7]	32 [44.4]	13 [26.0]	17 [37.0]
全 労 協	全 国 一 般 東 京 労 組	3	3	7	1	3
	国 鉄 労 組	-	-	-	-	-
	そ の 他	11	12	10	6	6
	出 版 労 連	-	1	-	-	1
	航 空 連	1	2	2	2	2
	新 聞 労 連	-	-	1	-	-
	そ の 他	4	8	12	4	5

第7表 組合・企業の所在地別件数

(単位:件、%)

区分		年	平成26	27	28	29	30
組 合	総数		86 [100.0]	87 [100.0]	87 [100.0]	73 [100.0]	60 [100.0]
	都内	23区	78 [90.7]	83 [95.4]	78 [89.7]	71 [97.3]	53 [88.3]
		市・町・村	7 [8.1]	3 [3.4]	7 [8.0]	2 [2.7]	4 [6.7]
	都外		1 [1.2]	1 [1.1]	2 [2.3]	0 [0.0]	3 [5.0]
企 業	総数		86 [100.0]	87 [100.0]	87 [100.0]	73 [100.0]	60 [100.0]
	都内	23区	69 [80.2]	70 [80.5]	67 [77.0]	53 [72.6]	51 [85.0]
		市・町・村	9 [10.5]	6 [6.9]	9 [10.3]	6 [8.2]	6 [10.0]
	都外		8 [9.3]	11 [12.6]	11 [12.6]	14 [19.2]	3 [5.0]

第8表 別組合有無別件数

(単位:件、%)

区分		年	平成26	27	28	29	30
総数			86 [100.0]	87 [100.0]	87 [100.0]	73 [100.0]	60 [100.0]
有			12 [14.0]	14 [16.1]	13 [14.9]	8 [11.0]	8 [13.3]
無			74 [86.0]	73 [83.9]	74 [85.1]	65 [89.0]	52 [86.7]

第9表 従業員規模別件数

(単位:件、%)

規模 \ 年	平成26	27	28	29	30
総 数	86 [100.0]	87 [100.0]	87 [100.0]	73 [100.0]	60 [100.0]
49 人 以 下	26 [30.2]	32 [36.8]	36 [41.4]	29 [39.7]	18 [30.0]
50 ~ 99	12 [14.0]	12 [13.8]	7 [8.0]	4 [5.5]	7 [11.7]
100 ~ 199	10 [11.6]	5 [5.7]	8 [9.2]	7 [9.6]	4 [6.7]
200 ~ 299	6 [7.0]	7 [8.0]	9 [10.3]	3 [4.1]	1 [1.7]
300 ~ 499	6 [7.0]	5 [5.7]	3 [3.4]	6 [8.2]	6 [10.0]
500 ~ 999	7 [8.1]	8 [9.2]	9 [10.3]	5 [6.8]	3 [5.0]
1,000 人 以 上	13 [15.1]	16 [18.4]	13 [14.9]	11 [15.1]	16 [26.7]
不 詳	6 [7.0]	2 [2.3]	2 [2.3]	8 [11.0]	5 [8.3]

第10表 組合員規模別件数

(単位:件、%)

規模 \ 年	平成26	27	28	29	30
総 数	86 [100.0]	87 [100.0]	87 [100.0]	73 [100.0]	60 [100.0]
49 人 以 下	9 [10.5]	5 [5.7]	11 [12.6]	12 [16.4]	11 [18.3]
50 ~ 99	6 [7.0]	12 [13.8]	12 [13.8]	6 [8.2]	8 [13.3]
100 ~ 199	7 [8.1]	15 [17.2]	16 [18.4]	13 [17.8]	9 [15.0]
200 ~ 299	8 [9.3]	2 [2.3]	6 [6.9]	4 [5.5]	3 [5.0]
300 ~ 499	14 [16.3]	15 [17.2]	12 [13.8]	10 [13.7]	11 [18.3]
500 ~ 999	12 [14.0]	8 [9.2]	11 [12.6]	9 [12.3]	6 [10.0]
1,000 人 以 上	30 [34.9]	27 [31.0]	17 [19.5]	18 [24.7]	10 [16.7]
不 詳	-	3 [3.4]	2 [2.3]	1 [1.4]	2 [3.3]

第11表 産業別件数

(単位:件)

産業	年	件数				
		平成26	27	28	29	30
総数		86	87	87	73	60
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	-	-	-
D 建設業		2	2	3	2	3
E 製造業		20	10	10	3	3
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業		-	-	-	-	-
G 情報通信業		3	9	5	5	5
H 運輸・郵便業		4	17	6	10	9
I 卸売・小売業		11	12	12	6	8
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業		5	-	4	-	1
L 学術研究・専門 サービス業		8	6	4	2	3
M 宿泊業・飲食 サービス業		7	2	4	8	2
N 生活関連サービス 業・娯楽業		-	2	5	2	1
O 教育・学習支援業		6	8	14	8	10
P 医療・福祉		13	7	9	14	9
Q 複合サービス事業		-	-	1	1	-
R サービス業		7	12	10	11	6
S 公務		-	-	-	1	-
T 分類不能		-	-	-	-	-

(第11表つづき)

(単位:%)

産業	年	構成比				
		平成26	27	28	29	30
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	-	-	-
D 建設業		2.3	2.3	3.4	2.7	5.0
E 製造業		23.3	11.5	11.5	4.1	5.0
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業		-	-	-	-	-
G 情報通信業		3.5	10.3	5.7	6.8	8.3
H 運輸・郵便業		4.7	19.5	6.9	13.7	15.0
I 卸売・小売業		12.8	13.8	13.8	8.2	13.3
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業		5.8	-	4.6	-	1.7
L 学術研究・専門 サービス業		9.3	6.9	4.6	2.7	5.0
M 宿泊業・飲食 サービス業		8.1	2.3	4.6	11.0	3.3
N 生活関連サービ ス業・娯楽業		-	2.3	5.7	2.7	1.7
O 教育・学習支援業		7.0	9.2	16.1	11.0	16.7
P 医療・福祉		15.1	8.0	10.3	19.2	15.0
Q 複合サービス事業		-	-	1.1	1.4	-
R サービス業		8.1	13.8	11.5	15.1	10.0
S 公務		-	-	-	1.4	-
T 分類不能		-	-	-	-	-

第12-1表 製造業内訳

(単位:件)

内訳 \ 年	平成26	27	28	29	30
製造業総数	20	10	10	3	3
E09・10 食料品・飲料	4	1	-	-	1
E11 繊維	2	-	-	1	-
E12・13 木材・木製品・家具	2	-	-	-	-
E14 パルプ・紙・紙加工品	1	1	-	-	-
E15 印刷	2	-	2	-	1
E16・17 化学工業・石油・石炭	1	-	1	-	-
E18 プラスチック製品	1	1	-	-	-
E19・20 ゴム製品・皮革	-	-	-	-	-
E21 窯業・土石製品	1	-	1	-	-
E22・23・24 鉄鋼・非鉄金属・金属製品	1	3	4	1	-
E25・26 はん用・生産用機械器具	-	-	-	1	-
E27 業務用機械器具	-	-	1	-	-
E28 電子部品・デバイス・電子回路	1	-	-	-	1
E29 電気機械器具	1	1	-	-	-
E30 情報通信機械器具	-	-	-	-	-
E31 輸送用機械器具	-	-	-	-	-
E32 その他	3	3	1	-	-

第12-2表 サービス業内訳

(単位:件)

内訳	年	平成26	27	28	29	30
	サービス業総数 ^注		22	22	23	23
L71 学術・開発研究機関		1	-	2	1	1
L72 専門サービス業(他に分類されないもの)		4	4	-	1	2
L73 広告業		-	1	1	-	-
L74 技術サービス業(他に分類されないもの)		3	1	1	-	-
M75 宿泊業		1	-	-	1	-
M76 飲食店		5	1	4	7	2
M77 持ち帰り・配達飲食サービス業		1	1	-	-	-
N78 洗濯・理容・美容・浴場業		-	-	1	1	-
N79 その他の生活関連サービス業		-	1	1	-	1
N80 娯楽業		-	1	3	1	-
R88 廃棄物処理業		-	1	1	-	-
R89・90 自動車整備業・機械等修理業		-	-	-	-	-
R91 職業紹介・労働者派遣業		3	3	-	4	2
R92 その他の事業サービス業		4	4	7	5	2
R93 政治・経済・文化団体		-	1	-	1	-
R94 宗教		-	-	1	1	-
R95 その他のサービス業		-	3	1	-	2
R96 外国公務		-	-	-	-	-

(注)「学術研究・専門サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」及び「サービス業」の合計

第13表 調整事項別内訳

(単位:件)

事項 \ 年	平成26	27	28	29	30
総 数	181	196	189	158	126
1件当たり平均事項数	2.10	2.25	2.17	2.16	2.10
組合承認・組合活動等	3	6	4	7	3
協約締結・全面改定	2	2	-	-	2
協約効力・解釈	1	2	3	2	-
賃 金 等	41	41	39	42	29
賃 金 増 額	5	3	2	4	2
一 時 金	8	6	5	6	3
諸 手 当	5	9	5	9	9
その他賃金に関するもの	16	18	19	15	12
退職一時金・年金	6	3	3	5	3
解雇・休業手当	1	2	5	3	-
給与以外の労働条件	15	28	24	21	19
労働時間	3	4	3	4	3
休日・休暇	2	4	2	3	3
作業方法の変更	-	-	-	-	-
定 年 制	1	-	1	2	2
その他の労働条件	9	20	18	12	11
経 営 又 は 人 事	58	46	59	28	34
事業休廃止・事業縮小	5	4	6	1	1
企業合併・営業譲渡	1	-	1	-	-
人 員 整 理	2	1	3	-	1
配 置 転 換	8	8	9	1	5
解 雇	34	28	32	24	24
その他の経営・人事	8	5	8	2	3
福 利 厚 生	-	2	1	-	-
団 交 促 進	55	57	54	53	39
事 前 協 議 制	-	1	-	-	-
そ の 他	6	11	5	5	-

第14表 団交促進の内訳

(単位:件)

事項	年				
	平成26	27	28	29	30
総数	78	88	77	75	61
組合承認・組合活動等	1	4	4	3	2
協約締結・全面改定	1	1	-	-	-
協約効力・解釈	1	1	-	1	-
賃金等	26	28	24	33	19
賃金増額	5	2	1	4	2
一時金	5	5	3	6	3
諸手当	2	7	3	6	5
その他賃金に関するもの	8	10	14	11	9
退職一時金・年金	5	3	1	3	-
解雇・休業手当	1	1	2	3	-
給与以外の労働条件	12	22	14	14	17
労働時間	3	4	2	2	3
休日・休暇	1	4	2	3	3
作業方法の変更	-	-	-	-	-
定年制	1	-	-	1	2
その他の労働条件	7	14	10	8	9
経営又は人事	33	23	30	20	23
事業休廃止・事業縮小	2	2	3	-	1
企業合併・営業譲渡	-	-	-	-	-
人員整理	1	1	2	-	1
配置転換	7	4	5	1	4
解雇	18	14	16	17	15
その他の経営・人事	5	2	4	2	2
福利厚生	-	2	-	-	-
団交ルール設定・当事者の態度等	-	-	-	-	-
事前協議制	-	-	-	-	-
その他	4	7	5	4	-

(注)団交促進事項が複数の事件があるため、総数は第13表「団交促進」欄の数値とは一致しない。

第15表 あっせん員構成別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成26	27	28	29	30
あっせん総数	86 [100.0]	87 [100.0]	87 [100.0]	73 [100.0]	60 [100.0]
三者委員	15 [17.4]	23 [26.4]	18 [20.7]	19 [26.0]	22 [36.7]
公益委員	-	-	-	-	-
事務局職員	71 [82.6]	64 [73.6]	69 [79.3]	54 [74.0]	38 [63.3]

第16表 終結区分別平均所要日数

(単位:件、日)

区分 \ 年	平成26	27	28	29	30
総数	110 74.1	81 83.3	87 74.3	66 94.9	62 107.0
解決	50 72.7	43 95.5	39 87.7	25 106.1	26 107.5
取下	21 89.6	10 160.7	14 93.4	12 121.8	8 294.0
打切	39 67.5	28 37.0	33 50.3	29 74.2	28 53.1
不調	-	-	-	-	-
裁定	-	-	-	-	-

(注1) 上段は件数、下段は平均日数。

(注2) 28年の総数欄の平均日数は、中央労働委員会に移管された1件を除いた86件の平均である。

第17表 解決事件・案提示有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成26	27	28	29	30
総 数	50 [100.0]	43 [100.0]	39 [100.0]	25 [100.0]	26 [100.0]
提 示 あ り	1 [2.0]	1 [2.3]	0 [0.0]	0 [0.0]	0 [0.0]
提 示 な し	49 [98.0]	42 [97.7]	39 [100.0]	25 [100.0]	26 [100.0]

第18表 取下理由別件数

(単位:件、%)

理由 \ 年	平成26	27	28	29	30
総 数	21 [100.0]	10 [100.0]	14 [100.0]	12 [100.0]	8 [100.0]
自主交渉で解決、又はその見通しがつく	2 [9.5]	-	2 [14.3]	3 [25.0]	2 [25.0]
自主交渉で解決したい	2 [9.5]	-	2 [14.3]	1 [8.3]	1 [12.5]
審査手続又は裁判所で和解	-	-	-	-	1 [12.5]
不当労働行為事件命令交付	-	-	-	-	-
調停申請、不当労働行為申立、裁判所提訴	10 [47.6]	2 [20.0]	3 [21.4]	2 [16.7]	1 [12.5]
調整拒否	2 [9.5]	1 [10.0]	-	2 [16.7]	1 [12.5]
当事者主張固持歩みより困難	3 [14.3]	4 [40.0]	6 [42.9]	3 [25.0]	-
そ の 他	2 [9.5]	3 [30.0]	1 [7.1]	1 [8.3]	2 [25.0]

第19表 打切理由別件数

(単位:件、%)

理由 \ 年	平成26	27	28	29	30
総 数	39 [100.0]	28 [100.0]	33 [100.0]	29 [100.0]	28 [100.0]
調 整 拒 否	20 [51.3]	12 [42.9]	18 [54.5]	16 [55.2]	14 [50.0]
当事者主張固持 歩みより困難	19 [48.7]	16 [57.1]	15 [45.5]	13 [44.8]	14 [50.0]
案 拒 否	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-

第20表 実情調査取扱件数

(単位:件)

区分 \ 年	平成26	27	28	29	30
取 扱 件 数	173	163	160	165	155
前年からの繰越	58	54	48	51	50
開 始	115	109	112	114	105
終 結 件 数	119	115	109	115	108
解 決	119	115	109	115	107
打 切	-	-	-	-	1
次 年 繰 越	54	48	51	50	47

第21表 実情調査・業種別開始件数

(単位:件)

区分 \ 年	平成26	27	28	29	30
総 数	115	109	112	114	105
運 輸 ・ 通 信 業	1	3	8	5	4
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	-	-	-
廃 棄 物 処 理 業	38	28	23	25	21
医 療 業	76	78	81	84	79
保 健 衛 生 業	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	1

2 不当労働行為の審査

第22表 不当労働行為事件取扱件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成21	22	23	24	25
取 扱 件 数	386	426	447	430	427
前 年 繰 越	267	301	332	327	309
新 規 申 立	119	125	115	103	118
終 結 件 数	85 [100.0]	94 [100.0]	(1) 120 [100.0]	121 [100.0]	112 [100.0]
取 下 ・ 和 解	67 [78.8]	77 [81.9]	96 [80.0]	90 [74.4]	82 [73.2]
取 下	13 [15.3]	23 [24.5]	18 [15.0]	23 [19.0]	15 [13.4]
無 関 与 和 解	15 [17.6]	12 [12.8]	8 [6.7]	8 [6.6]	13 [11.6]
関 与 和 解	39 [45.9]	42 [44.7]	70 [58.3]	59 [48.8]	54 [48.2]
命 令 ・ 決 定	18 [21.2]	17 [18.1]	(1) 24 [20.0]	31 [25.6]	30 [26.8]
全 部 救 済	9 [10.6]	4 [4.3]	(1) 14 [11.7]	7 [5.8]	9 [8.0]
一 部 救 済	5 [5.9]	9 [9.6]	9 [7.5]	17 [14.0]	16 [14.3]
棄 却	1 [1.2]	4 [4.3]	1 [0.8]	6 [5.0]	4 [3.6]
却 下	3 [3.5]	-	-	1 [0.8]	1 [0.9]
救 済 率	63.9	50.0	78.0	50.0	56.7
終 結 率	22.0	22.1	26.8	28.1	26.2
次 年 繰 越	301	332	327	309	315

(注1)件数欄の()内数字は、一部分離命令で外数。

(注2)救済率=(全部救済+一部救済×1/2)÷命令・決定×100、一部分離命令を含む。

(第22表つづき)

(単位:件、%)

区分 \ 年	26	27	28	29	30
取扱件数	447	440	398	399	406
前年繰越	315	323	301	294	309
新規申立	132	117	97	105	97
終結件数	(1) 124 [100.0]	139 [100.0]	(1) 104 [100.0]	(5) 90 [100.0]	89 [100.0]
取下・和解	93 [75.0]	114 [82.0]	85 [81.7]	72 [80.0]	77 [86.5]
取下	17 [13.7]	19 [13.7]	16 [15.4]	5 [5.6]	10 [11.2]
無関与和解	12 [9.7]	11 [7.9]	12 [11.5]	16 [17.8]	10 [11.2]
関与和解	64 [51.6]	84 [60.4]	57 [54.8]	51 [56.7]	57 [64.0]
命令・決定	(1) 31 [25.0]	25 [18.0]	(1) 19 [18.3]	(5) 18 [20.0]	12 [13.5]
全部救済	(1) 4 [3.2]	6 [4.3]	(1) 3 [2.9]	(4) 12 [13.3]	3 [3.4]
一部救済	15 [12.1]	10 [7.2]	8 [7.7]	(1) 4 [4.4]	7 [7.9]
棄却	12 [9.7]	9 [6.5]	8 [7.7]	2 [2.2]	1 [1.1]
却下	-	-	-	-	1 [1.1]
救済率	39.1	44.0	40.0	80.4	54.2
終結率	27.7	31.6	26.1	22.6	21.9
次年繰越	323	301	294	309	317

(注3) 終結率=終結件数/取扱件数×100

第23表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成26	27	28	29	30
東京都	132	117	97	105	97
全国	371	347	303	300	298
比率	35.6	33.7	32.0	35.0	32.6

第24表 申立人別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成26	27	28	29	30
総数	132 [100.0]	117 [100.0]	97 [100.0]	105 [100.0]	97 [100.0]
個人	-	1 [0.9]	-	1 [1.0]	5 [5.2]
組合	111 [84.1]	96 [82.1]	81 [83.5]	88 [83.8]	75 [77.3]
上部組合	-	-	-	1 [1.0]	-
個人・組合	3 [2.3]	3 [2.6]	-	1 [1.0]	1 [1.0]
組合・上部組合	18 [13.6]	16 [13.7]	16 [16.5]	14 [13.3]	16 [16.5]
個人・上部組合	-	-	-	-	-
個人・組合・ 上部組合	-	1 [0.9]	-	-	-

第25表 企業の所在地別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成26	27	28	29	30
総 数		132 [100.0]	117 [100.0]	97 [100.0]	105 [100.0]	97 [100.0]
都内	23 区	94 [71.2]	77 [65.8]	74 [76.3]	69 [65.7]	64 [66.0]
	市・町・村	8 [6.1]	9 [7.7]	4 [4.1]	8 [7.6]	9 [9.3]
都 外		30 [22.7]	31 [26.5]	19 [19.6]	28 [26.7]	24 [24.7]

第26表 従業員規模別件数

(単位:件、%)

規模		年				
		平成26	27	28	29	30
総 数		132 [100.0]	117 [100.0]	97 [100.0]	105 [100.0]	97 [100.0]
49 人 以 下		34 [25.8]	33 [28.2]	29 [29.9]	27 [25.7]	33 [34.0]
50 ～ 99		11 [8.3]	11 [9.4]	11 [11.3]	18 [17.1]	8 [8.2]
100 ～ 199		13 [9.8]	13 [11.1]	9 [9.3]	14 [13.3]	6 [6.2]
200 ～ 299		8 [6.1]	7 [6.0]	5 [5.2]	6 [5.7]	7 [7.2]
300 ～ 499		11 [8.3]	6 [5.1]	7 [7.2]	9 [8.6]	5 [5.2]
500 ～ 999		12 [9.1]	6 [5.1]	4 [4.1]	5 [4.8]	4 [4.1]
1,000 人 以 上		29 [22.0]	29 [24.8]	14 [14.4]	22 [21.0]	27 [27.8]
不 詳		14 [10.6]	12 [10.3]	18 [18.6]	4 [3.8]	7 [7.2]

第27表 別組合有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成26	27	28	29	30
総数	132 [100.0]	116 [100.0]	97 [100.0]	104 [100.0]	92 [100.0]
有	31 [23.5]	28 [24.1]	17 [17.5]	15 [14.4]	22 [23.9]
無 (不明を含む)	101 [76.5]	88 [75.9]	80 [82.5]	89 [85.6]	70 [76.1]

(注)個人申立てを含まない。

第28表 加盟上部団体有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成26	27	28	29	30
総数	132 [100.0]	116 [100.0]	97 [100.0]	104 [100.0]	92 [100.0]
有	105 [79.5]	88 [75.9]	71 [73.2]	74 [71.2]	71 [77.2]
無	27 [20.5]	28 [24.1]	26 [26.8]	30 [28.8]	21 [22.8]

(注)個人申立てを含まない。

第29表 加盟上部団体系統別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成26	27	28	29	30
総数		105 [100.0]	88 [100.0]	71 [100.0]	74 [100.0]	71 [100.0]
連合		57 [54.3]	52 [59.1]	51 [71.8]	49 [66.2]	45 [63.4]
	J A M	-	1	-	-	-
	J E C 連合	-	-	-	-	-
	U A ゼンセン	1	-	1	-	1
	政 労 連	-	-	-	-	-
	全 水 道	-	-	-	1	1
	情 報 労 連	1	-	-	1	-
	連合ユニオン	15	11	12	8	6
	全国ユニオン	36	39	33	35	34
	その他	4	1	5	4	3
全 労 連		23 [21.9]	11 [12.5]	12 [16.9]	8 [10.8]	17 [23.9]
	日本医労連	1	-	2	2	-
	建交労	2	1	1	2	1
	全国一般	9	4	3	-	9
	全印総連	-	-	1	-	-
	私教連	-	1	-	-	2
	J M I T U	3	2	2	2	1
	自交総連	-	-	1	-	-
	全労連自治労連	5	3	1	2	1
	その他	3	-	1	-	3
上 記 以 外		25 [23.8]	25 [28.4]	8 [11.3]	17 [23.0]	9 [12.7]
全 労 協	全国一般東京労組	4	5	1	9	3
	国鉄労組	-	-	-	-	-
	その他	14	14	4	4	4
出 版 労 連		2	3	2	-	1
	航 空 連	-	-	-	1	1
	全 損 保	-	-	-	1	-
	外 銀 連	-	-	-	-	-
	電 算 労	-	-	-	-	-
	そ の 他	5	3	1	2	-

第30表 労働組合法第7条該当号別件数

(単位:件)

区分		年	件 数				
		平成26	27	28	29	30	
申 立 件 数		132	117	97	105	97	
大 分 類	1 号 関 係	46	43	35	39	37	
	2 号 関 係	107	96	73	79	71	
	3 号 関 係	57	54	41	64	66	
	4 号 関 係	4	1	-	5	2	
内 内 訳	1 号	5	5	6	2	1	
	2 号	63	54	41	31	24	
	3 号	5	7	8	12	12	
	4 号	-	-	-	-	-	
	1・2 号	7	4	9	8	5	
	1・3 号	14	9	10	9	12	
	1・4 号	-	-	-	-	-	
	2・3 号	17	13	13	22	23	
	2・4 号	-	-	-	-	1	
	3・4 号	1	-	-	1	-	
	1・2・3 号	17	24	10	16	18	
	1・2・4 号	-	-	-	-	-	
	1・3・4 号	-	-	-	2	1	
	2・3・4 号	-	-	-	-	-	
	1・2・3・4 号	3	1	-	2	-	

(注1)大分類各号別件数は、内訳の号別件数を各号別に整理集計したもので、申立件数とは一致しない。

(第30表つづき)

(単位:%)

区分		年	構成比				
			平成26	27	28	29	30
申立件数			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
大分類	1号関係		34.8	36.8	36.1	37.1	38.1
	2号関係		81.1	82.1	75.3	75.2	73.2
	3号関係		43.2	46.2	42.3	61.0	68.0
	4号関係		3.0	0.9	-	4.8	2.1
内訳	1号		3.8	4.3	6.2	1.9	1.0
	2号		47.7	46.2	42.3	29.5	24.7
	3号		3.8	6.0	8.2	11.4	12.4
	4号		-	-	-	-	-
	1・2号		5.3	3.4	9.3	7.6	5.2
	1・3号		10.6	7.7	10.3	8.6	12.4
	1・4号		-	-	-	-	-
	2・3号		12.9	11.1	13.4	21.0	23.7
	2・4号		-	-	-	-	1.0
	3・4号		0.8	-	-	1.0	-
	1・2・3号		12.9	20.5	10.3	15.2	18.6
	1・2・4号		-	-	-	-	-
	1・3・4号		-	-	-	1.9	1.0
	2・3・4号		-	-	-	-	-
	1・2・3・4号		2.3	0.9	-	1.9	-

(注2)大分類各号別構成比は、申立件数に対するものである。

第31表 産業別件数

(単位:件)

産業	年	件数				
		平成26	27	28	29	30
総数		132	117	97	105	97
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	-	-	-
D 建設業		3	2	3	2	3
E 製造業		16	22	14	6	9
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業		-	-	-	1	2
G 情報通信業		10	3	11	11	13
H 運輸・郵便業		18	19	13	24	17
I 卸売・小売業		14	12	13	13	9
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業		5	2	3	5	5
L 学術研究・専門 サービス業		3	4	2	7	3
M 宿泊業・飲食 サービス業		11	9	11	1	6
N 生活関連サービ ス業・娯楽業		7	4	4	6	2
O 教育・学習支援業		12	15	6	7	8
P 医療・福祉		18	5	9	13	12
Q 複合サービス事業		1	-	-	-	-
R サービス業		11	14	8	7	4
S 公務		3	6	-	2	4
T 分類不能		-	-	-	-	-

(第31表つづき)

(単位:%)

産業	年	構成比				
		平成26	27	28	29	30
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	-	-	-
D 建設業		2.3	1.7	3.1	1.9	3.1
E 製造業		12.1	18.8	14.4	5.7	9.3
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業		-	-	-	1.0	2.1
G 情報通信業		7.6	2.6	11.3	10.5	13.4
H 運輸・郵便業		13.6	16.2	13.4	22.9	17.5
I 卸売・小売業		10.6	10.3	13.4	12.4	9.3
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業		3.8	1.7	3.1	4.8	5.2
L 学術研究・専門 サービス業		2.3	3.4	2.1	6.7	3.1
M 宿泊業・飲食 サービス業		8.3	7.7	11.3	1.0	6.2
N 生活関連サービ ス業・娯楽業		5.3	3.4	4.1	5.7	2.1
O 教育・学習支援業		9.1	12.8	6.2	6.7	8.2
P 医療・福祉		13.6	4.3	9.3	12.4	12.4
Q 複合サービス事業		0.8	-	-	-	-
R サービス業		8.3	12.0	8.2	6.7	4.1
S 公務		2.3	5.1	-	1.9	4.1
T 分類不能		-	-	-	-	-

第32-1表 製造業内訳

(単位:件)

内訳	年				
	平成26	27	28	29	30
製造業総数	16	22	14	6	9
E09・10 食料品・飲料	2	3	1	-	-
E11 繊維	-	1	1	1	-
E12・13 木材・木製品・家具	-	-	-	1	-
E14 パルプ・紙・紙加工品	-	-	-	-	-
E15 印刷	3	4	3	-	2
E16・17 化学工業・石油・石炭	2	1	2	-	1
E18 プラスチック製品	-	-	-	-	-
E19・20 ゴム製品・皮革	-	1	-	-	-
E21 窯業・土石製品	-	-	-	-	-
E22・23・24 鉄鋼・非鉄金属・金属製品	2	2	3	1	-
E25・26 はん用・生産用機械器具	-	1	-	1	-
E27 業務用機械器具	1	2	1	1	1
E28 電子部品・デバイス・電子回路	-	-	1	-	2
E29 電気機械器具	1	1	-	-	1
E30 情報通信機械器具	1	2	1	1	-
E31 輸送用機械器具	-	2	1	-	-
E32 その他	4	2	-	-	2

第32-2表 サービス業内訳

(単位:件)

内訳	年				
	平成26	27	28	29	30
サービス業総数 ^注	32	31	25	21	15
L71 学術・開発研究機関	-	-	1	1	-
L72 専門サービス業 (他に分類されないもの)	3	4	-	3	3
L73 広告業	-	-	1	1	-
L74 技術サービス業 (他に分類されないもの)	-	-	-	2	-
M75 宿泊業	2	1	3	-	-
M76 飲食店	8	8	7	1	4
M77 持ち帰り・配達飲食 サービス業	1	-	1	-	2
N78 洗濯・理容・美容・浴場業	1	-	2	1	1
N79 その他の生活関連 サービス業	2	4	-	2	-
N80 娯楽業	4	-	2	3	1
R88 廃棄物処理業	-	3	1	-	-
R89・90 自動車整備業・機械 等修理業	-	-	-	-	-
R91 職業紹介・労働者派遣業	4	3	2	1	-
R92 その他の事業サービス業	3	4	3	3	2
R93 政治・経済・文化団体	-	2	2	1	-
R94 宗教	-	-	-	-	-
R95 その他のサービス業	4	2	-	-	1
R96 外国公務	-	-	-	2	1

(注)「学術研究・専門サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」、及び「サービス業」の合計

第33表 審査等実施回数

(単位:回)

区分 \ 年	平成26	27	28	29	30
総 数	847	844	742	717	827
調 査	694	731	663	617	685
審 問	93	69	46	53	62
和 解	29	7	4	8	6
そ の 他	31	37	29	39	74

(注)「その他」は立会団交・事情聴取・打合せ等の合計である。

第34表 終結事件・審査状況

(単位:件、回、人、日)

区分 \ 年	平成26	27	28	29	30
終 結 件 数	124	139	104	90	89
平均 調査回数	6.7	7.6	6.9	6.6	6.4
平均 審問回数	1.2	0.8	0.8	0.5	0.6
平均 証人数	1.5	1.4	1.5	0.9	0.9
平均 所要日数	465.0	496.9	472.5	417.5	401.8
う ち 、 命 令 事 件	31	25	19	18	12
平均 調査回数	11.7	10.8	12.3	8.2	10.8
平均 審問回数	3.5	3.1	3.5	1.6	2.2
平均 証人数	4.0	1.3	1.4	2.4	3.8
平均 所要日数	940.5	922.4	962.9	677.9	804.3

(注)一部分離命令は含まない。

第35表 終結事件・調査、審問回数別件数

(単位:件、回)

区分 年	平成26		27		28		29		30	
	調 査	審 問								
終結件数	124		139		104		90		89	
1 回	7	4	9	12	5	9	8	6	7	3
2 回	16	16	12	11	12	6	5	16	12	9
3 回	13	11	16	3	12	3	4	3	8	4
4 回	14	3	10	9	11	4	12	-	5	4
5 回	7	2	9	3	4	1	11	-	5	-
6 回	13	1	11	1	8	1	7	-	4	-
7 回	4	-	10	-	6	1	3	-	6	-
8 回	8	-	12	-	7	1	6	-	7	-
9 回	4	2	10	-	7	-	5	-	4	-
10回以上	23	2	34	1	24	1	23	-	22	-
0 回	5	28	6	99	8	77	6	65	9	69
総回数	834	142	1,051	112	716	86	590	47	573	49

(注)一部分離命令は含まない。

第36表 終結事件・証人数別件数

(単位:件、人)

区分	年	平成26	27	28	29	30
終 結 件 数		124	139	104	90	89
1 ～ 5 人		32	30	19	22	18
6 ～ 10 人		8	9	7	3	2
11 ～ 15 人		1	-	1	-	-
16 ～ 20 人		-	-	-	-	-
21 人 以 上		-	-	-	-	-
証 人 な し		83	100	77	65	69
証 人 総 数		185	157	125	82	80

(注)一部分離命令は含まない。

第37-1表 終結区分別平均所要日数

(単位:日)

区分 \ 年	平成26	27	28	29	30
総平均日数	465.0	496.9	472.5	417.5	401.8
全部救済	702.8	653.3	739.7	602.5	776.7
一部救済	1,106.8	1,119.2	861.6	958.8	815.9
棄却	811.8	883.1	1,148.0	569.0	554.0
却下	-	-	-	-	1,056.0
関与和解	341.0	450.1	317.3	374.1	378.3
無関与和解	211.6	214.8	482.8	320.7	218.4
その他取下	243.4	307.5	435.6	231.8	236.7

(注)一部分離命令は含まない。

第37-2表 終結区分別平均所要日数(民間のみ)

(単位:日)

区分 \ 年	平成26	27	28	29	30
総平均日数	465.0	496.9	472.5	417.5	401.8
うち民間	454.5	498.5	474.7	406.8	390.6
全部救済	702.8	653.3	739.7	602.5	776.7
一部救済	1,133.1	1,119.2	861.6	870.5	815.9
棄却	818.0	883.1	1,148.0	569.0	-
却下	-	-	-	-	1,056.0
関与和解	341.0	450.1	318.6	379.8	363.0
無関与和解	211.6	214.8	482.8	320.7	218.4
取下	243.4	308.9	435.6	231.8	236.7
終結事件総数	124	139	104	90	89
終結事件数 (民間関係)	120	138	103	87	87

(注)一部分離命令は含まない。

第37-3表 終結区分別平均所要日数(長期係属事件を除く)

(単位:日)

区分		年				
		平成26	27	28	29	30
総平均日数		465.0	496.9	472.5	417.5	401.8
うち、長期以外		450.3	407.6	459.4	417.5	385.2
	全部救済	702.8	653.3	739.7	602.5	776.7
	一部救済	1,024.1	898.4	861.6	958.8	815.9
	棄却	811.8	883.1	1,051.1	569.0	554.0
	却下	-	-	-	-	1,056.0
	関与和解	341.0	336.8	317.3	374.1	351.7
	無関与和解	211.6	214.8	482.8	320.7	218.4
	取下	243.4	307.5	435.6	231.8	236.7
終結事件総数		124	139	104	90	89
終結事件数 (長期以外)		123	133	103	90	88

(注1) 一部分離命令は含まない。

(注2) 「長期係属事件」とは、申立てから終結まで5年以上を要したものの。

第38表 審査の実効確保の措置申立・勧告等件数

(単位:件)

区分		年				
		平成26	27	28	29	30
措置申立件数		21(1)	20	16	14	19
勧告等措置件数		11	8	10	7	9
	規則40条による勧告	-	-	-	-	-
	その他の措置	11	8	10	7	9
	文書	8	5	7	6	8
	口頭	3	3	3	1	1

(注1) 1件の措置申立てに対して複数の措置がなされること、複数の措置申立てに対して1件の措置がなされることがある。

(注2) 勧告等が措置申立ての翌年以降になされることもあるが、その件数は措置申立てのあった年の措置件数に含めている。

(注3) 26年の()内数字は、措置申立ての5日後に措置申立てが取り下げられたもので内数

(注4) 措置件数及びその内訳は、31年1月末現在のものである。

3 労働組合の資格審査

第39表 資格審査取扱件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成21	22	23	24	25
取扱件数		346	382	429	410	385
前年繰越		168	210	246	249	228
新規申請		178	172	183	161	157
終結件数		136 [100.0]	136 [100.0]	180 [100.0]	182 [100.0]	166 [100.0]
取 下		3 [2.2]	2 [1.5]	1 [0.6]	-	2 [1.2]
打 切		81 [59.6]	85 [62.5]	111 [61.7]	111 [61.0]	95 [57.2]
資 格 あ り		52 [38.2]	49 [36.0]	68 [37.8]	71 [39.0]	68 [41.0]
補正勧告あり		-	-	-	-	-
補正勧告なし		52	49	68	71	68
資 格 な し		-	-	-	-	1 [0.6]
次年繰越		210	246	249	228	219

第40表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成26	27	28	29	30
東 京 都		182	155	127	145	130
全 国		583	529	456	502	449
比 率		31.2	29.3	27.9	28.9	29.0

(第39表つづき)

(単位:件、%)

区分		年				
		平成26	27	28	29	30
取扱件数		401	385	318	327	328
	前年繰越	219	230	191	182	198
	新規申請	182	155	127	145	130
終結件数		171 [100.0]	194 [100.0]	136 [100.0]	129 [100.0]	124 [100.0]
	取下	3 [1.8]	3 [1.5]	2 [1.5]	1 [0.8]	2 [1.6]
	打切	101 [59.1]	136 [70.1]	94 [69.1]	78 [60.5]	87 [70.2]
	資格あり	67 [39.2]	55 [28.4]	40 [29.4]	50 [38.8]	34 [27.4]
	補正勧告あり	-	-	-	-	-
	補正勧告なし	67	55	40	50	34
	資格なし	-	-	-	-	1 [0.8]
次年繰越		230	191	182	198	204

第41表 係属事由別新規件数

(単位:件)

区分		年				
		平成26	27	28	29	30
総数		182	155	127	145	130
不当労働行為		153	134	114	120	110
法人登記		26	15	11	21	17
委員推薦		-	5	-	4	1
労働者供給事業		3	1	2	-	2

第42表 係属事由別終結件数

(単位:件)

区分	取 扱 数	終 結 数					次 年 繰 越
			取 下	打 切	資 格 あり	資 格 な し	
総 数	328	124	2	87	34	1	204
不当労働行為	302	100	-	87	12	1	202
法人登記	23	21	2	-	19	-	2
委員推薦	1	1	-	-	1	-	-
労働者供給事業	2	2	-	-	2	-	-

第43表 係属事由別平均所要日数

(単位:日)

区分	年				
	平成26	27	28	29	30
総平均日数	421.4	548.8	442.9	393.0	363.6
不当労働行為	490.9	596.8	497.4	460.2	428.6
法人登記	76.2	181.5	95.1	56.5	103.7
委員推薦	-	34.0	-	9.3	5.0
労働者供給事業	114.5	11.4	31.5	-	23.0

4 相談

第44表 相談件数

(単位:件)

区分 \ 年	平成26	27	28	29	30
総数	1,251 (401)	1,159 (362)	1,066 (314)	1,059 (323)	947 (288)
調整に関するもの	225 (86)	218 (87)	221 (87)	213 (73)	202 (60)
不当労働行為に関するもの	277 (132)	247 (117)	248 (97)	252 (105)	250 (97)
資格審査に関するもの	298 (182)	243 (155)	214 (127)	231 (145)	205 (130)
その他の相談	451 (1)	451 (3)	383 (3)	363 (0)	290 (1)

(注) ()内件数は、申請・申立件数で内数。

<名 簿>

第43期東京都労働委員会委員名簿

平成30年12月31日現在

区分	氏 名	現 職	就 任 日
公 益 委 員	会 長 ふさむらせい いち 房 村 精 一	弁護士（第二東京弁護士会）	24・4・1
	会長代理 かない やす お 雄 金 井 康 雄	元札幌高等裁判所長官	29・12・1
	会長代理 みずまち ゆういちろう 水町 勇 一 郎	東京大学 社会科学研究所教授	23・1・15
	いなば やす お 生 稲 葉 康 生	株式会社毎日新聞社 終身名誉職員 ジャーナリスト	23・12・1
	こうぜん こう いち 光 前 幸 一	弁護士（東京弁護士会）	25・12・1
	まきふち まり こ 子 巻 淵 眞 理 子	弁護士(第一東京弁護士会)	29・12・1
	みき よし ひと 三 木 祥 史	弁護士(第一東京弁護士会)	29・12・1
	こん どう たか し 史 近 藤 卓 史	弁護士(第二東京弁護士会)	27・12・1
	の だ ひろし 博 野 田 博	中央大学 法学部教授	27・5・1
	いし ぐろ きよ こ 子 石 黒 清 子	弁護士（東京弁護士会）	27・12・1
	きく ち よし み 実 菊 池 馨 実	早稲田大学 法学学術院教授	25・8・7
	こ にし やす ゆき 之 小 西 康 之	明治大学 法学部教授	27・4・1
かわ た たく ゆき 之 川 田 琢 之	筑波大学 ビジネスサイエンス系教授	25・12・1	

区分	氏名	現職	就任日
労働者委員	とみ なか たかし 富 中 崇	情報労連東京都協議会 特別幹事	25・12・1
	いな いずみ けん たろう 稲 泉 健太郎	電機連合東京地方協議会 特別常任幹事	25・12・1
	お の ひで あき 尾 野 秀 明	UAゼンセン東京都支部 支部長代行	29・12・1
	でん た ゆう じ 傳 田 雄 二	サービス連合 特別中央執行委員	21・12・1
	おお つか はく ぶん 大 塚 博 文	日本出版労働組合連合会 中央執行委員	25・12・1
	かみ むら とき ひこ 上 村 時 彦	全水道東京水道労働組合 特別執行委員	27・12・1
	あお き まさ お 青 木 正 男	自治労東京都本部 公共サービス民間労組協議会 顧問	29・12・1
	もり はる み 森 治 美	全労連・全国一般労働組合 東京地方本部 書記長	27・12・1
	あん どう てつ お 安 藤 哲 雄	自動車総連 東京地方協議会 議長	29・12・1
	かわ かみ せい じ 川 上 晴 司	JAM東京千葉 顧問	30・6・1
	よこ やま よう こ 横 山 陽 子	UAゼンセン東京都支部 参与	25・12・1
	たか はし ひろ ゆき 高 橋 宏 之	東京地下鉄労働組合 執行委員長	29・12・1
く ぼ じゅん いちろう 久 保 潤 一郎	連合東京 労働局副局長	29・12・1	

区分	氏名	現職	就任日
使用者委員	うめ うち かつ のり 梅 内 克 範	大崎電気工業株式会社 社友	23・6・1
	たか はし いさお 高 橋 功	東京都中小企業団体中央会 副会長	23・12・1
	もん ま たかし 門 馬 卓	鹿島建設株式会社 社友	25・12・1
	いし い とし お 石 井 敏 雄	東京都中小企業経営者協会 理事・事務局長	23・6・1
	かね こ ひで さだ 金 子 秀 定	明治ホールディングス株式会社 社友	27・12・1
	いの うえ のぼる 井 上 登	株式会社NTTドコモ 社友	27・12・1
	すず き まさ と 鈴 木 正 人	公益財団法人日本進路指導協会 理事長	25・12・1
	か とう せつ お 加 藤 節 夫	日本ダイカスト工業協同組合 常任理事	25・12・1
	うち だ たか ふみ 内 田 隆 文	株式会社資生堂 社友	23・12・1
	はし もと まさ みち 橋 本 昌 道	東京商工会議所 常任参与	29・12・1
	みや した けい こ 宮 下 恵 子	ANAウイングス株式会社 顧問	29・12・1
	いし かわ すみ ひこ 石 川 純 彦	一般社団法人東京経営者協会 事業局上席参事	29・12・1
あら い とし みつ 新 井 俊 光	一般社団法人東京経営者協会 参与	29・12・1	

退任委員名簿（平成30年）

（労働者委員）

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委 員 歴
のち よしお 野地 芳夫	JAM東京千葉 参与	25・12・1 ～30・2・27

東京都労働委員会あっせん員候補者名簿

平成30年12月31日現在

氏名	現職・経歴	委嘱年月日
ふさむらせい いち 房村精一	東京都労働委員会会長 弁護士(第二東京弁護士会)	24・4・3
かないやす お 金井康雄	東京都労働委員会会長代理 元札幌高等裁判所長官	29・12・5
みずまち ゆういちろう 水町勇一郎	東京都労働委員会会長代理 東京大学 社会科学研究所教授	23・1・25
いなばやす お 稲葉康生	東京都労働委員会委員 株式会社毎日新聞社 終身名誉職員 ジャーナリスト	23・12・2
こうぜん こう いち 光前幸一	東京都労働委員会委員 弁護士(東京弁護士会)	25・12・4
まきふち まりこ 巻淵真理子	東京都労働委員会委員 弁護士(第一東京弁護士会)	29・12・5
みき よしひと 三木祥史	東京都労働委員会委員 弁護士(第一東京弁護士会)	29・12・5
こんどう たかし 近藤卓史	東京都労働委員会委員 弁護士(第二東京弁護士会)	27・12・4
の だ ひろし 野田博	東京都労働委員会委員 中央大学 法学部教授	27・5・12
いし ぐろ きよこ 石黒清子	東京都労働委員会委員 弁護士(東京弁護士会)	27・12・4
きくち よしみ 菊池馨実	東京都労働委員会委員 早稲田大学 法学学術院教授	25・8・27
こ にし やす ゆき 小西康之	東京都労働委員会委員 明治大学 法学部教授	27・4・7

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
かわ た たく ゆき 川 田 琢 之	東京都労働委員会委員 筑波大学 ビジネスサイエンス系教授	25・12・4
とみ なか たかし 富 中 崇	東京都労働委員会委員 情報労連東京都協議会 特別幹事	25・12・4
いな いずみ けん たろう 稲 泉 健 太 郎	東京都労働委員会委員 電機連合東京地方協議会 特別常任幹事	25・12・4
お の ひで あき 尾 野 秀 明	東京都労働委員会委員 UAゼンセン東京都支部 支部長代行	29・12・5
でん た ゆう じ 傳 田 雄 二	東京都労働委員会委員 サービス連合 特別中央執行委員	21・12・1
おお つか はく ぶん 大 塚 博 文	東京都労働委員会委員 日本出版労働組合連合会 中央執行委員	25・12・4
かみ むら とき ひこ 上 村 時 彦	東京都労働委員会委員 全水道東京水道労働組合 特別執行委員	27・12・4
あお き まさ お 青 木 正 男	東京都労働委員会委員 自治労東京都本部 公共サービス民間労組協議会 顧問	29・12・5
もり はる み 森 治 美	東京都労働委員会委員 全労連・全国一般労働組合 東京地方本部 書記長	27・12・4
あん どう てつ お 安 藤 哲 雄	東京都労働委員会委員 自動車総連 東京地方協議会 議長	29・12・5
かわ かみ せい じ 川 上 晴 司	東京都労働委員会委員 JAM東京千葉 顧問	30・6・1
よこ やま よう こ 横 山 陽 子	東京都労働委員会委員 UAゼンセン東京都支部 参与	25・12・4
たか はし ひろ ゆき 高 橋 宏 之	東京都労働委員会委員 東京地下鉄労働組合 執行委員長	29・12・5

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
く ぼ じゅんいちろう 久 保 潤 一 郎	東京都労働委員会委員 連合東京 労働局副局長	29・12・5
うめ うち かつ のり 梅 内 克 範	東京都労働委員会委員 大崎電気工業株式会社 社友	23・6・7
たか はし いさお 高 橋 功	東京都労働委員会委員 東京都中小企業団体中央会 副会長	23・12・2
もん ま たかし 門 馬 卓	東京都労働委員会委員 鹿島建設株式会社 社友	25・12・4
いし い とし お 石 井 敏 雄	東京都労働委員会委員 東京都中小企業経営者協会 理事・事務局長	23・6・7
かね こ ひで さだ 金 子 秀 定	東京都労働委員会委員 明治ホールディングス株式会社 社友	27・12・4
いの うえ のぼる 井 上 登	東京都労働委員会委員 株式会社NTTドコモ 社友	27・12・4
すず き まさ と 鈴 木 正 人	東京都労働委員会委員 公益財団法人日本進路指導協会 理事長	25・12・4
か とう せつ お 加 藤 節 夫	東京都労働委員会委員 日本ダイカスト工業協同組合 常任理事	25・12・4
うち だ たか ふみ 内 田 隆 文	東京都労働委員会委員 株式会社資生堂 社友	23・12・2
はし もと まさ みち 橋 本 昌 道	東京都労働委員会委員 東京商工会議所 常任参与	29・12・5
みや した けい こ 宮 下 恵 子	東京都労働委員会委員 ANAウイングス株式会社 顧問	29・12・5
いし かわ すみ ひこ 石 川 純 彦	東京都労働委員会委員 一般社団法人東京経営者協会 事業局上席参事	29・12・5

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
あら い とし みつ 新 井 俊 光	東京都労働委員会委員 一般社団法人東京経営者協会 参与	29・12・5
いけ だ とし あき 池 田 俊 明	東京都労働委員会事務局 事務局長	29・10・17
お の たかし 小 野 隆	東京都労働委員会事務局 担当部長(総務課長事務取扱)	29・4・4
もろ ずみ しん いち 両 角 真 一	東京都労働委員会事務局 審査調整課長	27・7・21
むら かみ えい いち 村 上 英 一	東京都労働委員会事務局 法務専門課長	27・4・7
ひら おか たく ろう 平 岡 卓 朗	東京都労働委員会事務局 審査調整法務担当課長	29・7・4
しん たく ま り こ 新 宅 真 理 子	東京都労働委員会事務局 審査調整法務担当課長	30・7・3
こん どう たくみ 近 藤 匠	東京都労働委員会事務局 調整担当課長	29・4・4
たね むら かず お 種 村 和 夫	東京都労働委員会事務局 審査調整課 統括課長代理	28・4・5
つち や ひろ よし 土 屋 博 良	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	28・4・5
おん だ かず き 恩 田 和 貴	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	29・4・4
ひら かわ ひろ み 平 川 ひろ み	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	30・4・3
ひろ た そう いち 廣 田 壯 一	東京都労働委員会事務局 審査調整課 主任	24・4・3

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
はせべくみこ 長谷部久美子	東京都労働委員会事務局 審査調整課 主任	27・4・7
しのはらとしゆき 篠原 敏幸	東京都産業労働局 雇用就業部長	30・4・3
やまだとしろう 山田 利朗	東京都労働相談情報センター 所長	30・4・3
いのぐちじゆんこ 猪口 純子	東京都産業労働局 雇用就業部 労働環境課長	28・4・5
しのだたかし 篠田 高志	東京都産業労働局 雇用就業部 連絡調整担当課長	30・4・3
ごとうさとる 後藤 了	東京都労働相談情報センター 大崎事務所長	27・4・7
いわもとなぎさ 岩本 浪砂	東京都労働相談情報センター 池袋事務所長	27・4・7
おくやまひろき 奥山 浩希	東京都労働相談情報センター 亀戸事務所長	29・4・4
こばやしよしひろ 小林 義浩	東京都労働相談情報センター 国分寺事務所長	30・4・3
いといよしあき 糸井 義明	東京都労働相談情報センター 八王子事務所長	29・4・4